

果樹共済引受要綱

制定：平成30年 9 月11日付け30経営第1305号農林水産省経営局長通知

改正：平成31年 4 月 2 日付け30経営第3196号農林水産省経営局長通知

改正：令和元年 5 月24日付け元経営第 194 号農林水産省経営局長通知

改正：令和元年11月12日付け元経営第1609号農林水産省経営局長通知

改正：令和 2 年 4 月 1 日付け元経営第3122号農林水産省経営局長通知

改正：令和 2 年12月25日付け 2 経営第2427号農林水産省経営局長通知

改正：令和 4 年 5 月30日付け 4 経営第 512 号農林水産省経営局長通知

改正：令和 6 年 7 月 8 日付け 6 経営第 904 号農林水産省経営局長通知

改正：令和 7 年 2 月13日付け 6 経営第2421号農林水産省経営局長通知

【 略語とその定義一覧 】

略 語	定 義
法	農業保険法（昭和22年法律第185号）
施行令	農業保険法施行令（平成29年政令第263号）
規則	農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）
事業規程等	事業規程又は共済事業の実施に関する条例
標準収穫量設定準則	果樹共済標準収穫量等設定準則（平成30年農林水産省告示第649号）
類区分	収穫共済の共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき品種、栽培方法等に応じて区分を定めたときは、その定めた区分）
類区分等	類区分（農林水産大臣が特定の収穫共済の類区分につきその細区分を定めたときは、その定めた細区分）
全相殺減収方式	標準収穫量に果実のキログラム当たり価額及び補償限度割合を乗じて得た金額の範囲内で申込者が申し出た金額を共済金額とする共済関係であって、組合員等ごとに、基準収穫量からその年産における収穫量を差し引いて減収量を算定するもの
帳簿全相殺減収方式	確定申告関係書類を用いて収穫量を確認する全相殺減収方式
確定申告関係書類	規則第119条第 3 項第 3 号に規定する書類、同号に規定する帳簿及びこれらの関係書類

全相殺品質方式	品質の程度により調整を加えた標準収穫量に果実のキログラム当たり価額及び補償限度割合を乗じて得た金額の範囲内で申込者が申し出た金額を共済金額とする共済関係であって、組合員等ごとに、基準収穫量からその年産における品質の程度により調整を加えた収穫量を差し引いて減収量を算定するもの
半相殺方式	標準収穫量に果実のキログラム当たり価額及び補償限度割合を乗じて得た金額の範囲内で申込者が申し出た金額を共済金額とする共済関係であって、樹園地ごとに、その年産における当該樹園地の収穫量が樹園地別基準収穫量に達しない場合におけるその差に相当する数量を、組合員等ごとに合計して減収量を算定するもの
半相殺減収総合方式	半相殺減収総合一般方式及び半相殺減収総合短縮方式
半相殺減収総合一般方式	半相殺方式のうち、共済責任期間が規則第137条第1項各号に定める期間であるもの
半相殺減収総合短縮方式	半相殺方式のうち、共済責任期間が規則第137条第2項各号に定める期間であるもの
地域インデックス方式	標準収穫量に果実のキログラム当たり価額及び補償限度割合を乗じて得た金額の範囲内で申込者が申し出た金額を共済金額とする共済関係であって、統計単位地域ごとに、その年産の統計単収及び基準統計単収を基礎として算定される10アール当たり減収量に当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹齢構成係数及び樹園地の面積を乗じて減収量を算定するもの
災害収入共済方式	基準生産金額の40%以上共済限度額以下の金額で申込者が申し出た金額を共済金額とする共済関係
統計単収	作物統計調査規則（昭和46年農林省令第40号）第4条第3項の収穫量調査に基づく10アール当たりの作物の種類別収穫量
統計単位地域	都道府県の区域
申込者	法第147条の規定により共済関係の成立の申込みをした者
組合員等	農業共済組合若しくは全国連合会の組合員又は共済事業を行う市町村との間に共済関係の存する者
果樹共済資格団体	果樹共済の共済目的の種類とされている果樹につき栽培の業務を営む者のみが構成員となっている法第20条第2項に規定する農業共済資格団体

全相殺減収方式資格者	次に掲げる者 ア 類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る果実のおおむね全量を法第133条第1項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該果実のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者 イ 類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る収穫量がその者の青色申告書（規則第87条第3項第2号に規定する青色申告書をいう。以下同じ。）及びその関係書類により適正に確認できる者 ウ 類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る収穫量が、規則第119条第3項第3号に規定する書類、同号に規定する帳簿及びこれらの関係書類により適正に確認できる者（当該者として、これらの書類に不実の記載をしたことその他の不正な行為をしたことにより、法第134条において準用する保険法（平成20年法律第56号）第30条の規定により収穫共済の共済関係を解除されたことがある者を除く。）
全相殺品質方式・災害収入共済方式資格者	類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る果実のおおむね全量を原則として過去5年間において法第133条第1項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該果実のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者又はその者が栽培する果樹に係る収穫量及び品質がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者
栽培面積	結果樹の面積
支払開始割合	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び地域インデックス方式において、共済金の支払が開始することになる損害割合として申込者が選択する割合
共済限度額割合	災害収入共済方式における共済限度額を算出するために基準生産金額に乗ずる割合として申込者が選択する割合
収穫共済区分	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺減収総合一般方式、半相殺減収総合短縮方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式の別
出荷団体等	組合員等からその生産した果実について加工若しくは販売の委託又は売渡しを受けた者

出荷資料	出荷団体等が加工若しくは販売の委託又は売渡しを受けた果実の数量及び価格に関する資料
青色申告書等	青色申告書及びその関係書類
果樹連合会保険区分	組合等と都道府県連合会との保険関係の区分であって、収穫共済にあつては共済目的の種類、引受方式（全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式）、半相殺減収総合短縮方式の申出の有無の別、樹体共済にあつては共済目的の種類の別からなるもの
果樹政府保険区分	特定組合等と政府との保険関係の区分であって、全ての共済目的の種類に係る災害収入共済方式以外の収穫共済及び樹体共済と、共済目的の種類ごとの災害収入共済方式の収穫共済との別からなるもの
果樹再保険区分	都道府県連合会と政府との再保険関係の区分であって、全ての共済目的の種類に係る災害収入共済方式以外の収穫共済及び樹体共済と、共済目的の種類ごとの災害収入共済方式の収穫共済との別からなるもの
負担金交付区分	規則第2条第1項に定める共済関係の区分
組合等	農業共済組合、共済事業を行う市町村又は共済事業を行う全国連合会
特定組合	法第73条第4項に規定する特定組合
特定組合等	特定組合又は全国連合会
都道府県連合会	都道府県の区域をその区域とする農業共済組合連合会
全国連合会	全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会

目 次

第1章 通則	1
第1節 目的	1
第2節 果樹共済の種類及び共済目的の種類	1
第3節 加入資格者	2
第4節 共済関係の成立等	3
第5節 共済責任期間	5
第6節 収穫共済の引受方式と類区分	6
第7節 引受面積及び引受本数	12
第8節 標準収穫量及び樹園地別標準収穫量	13
第9節 災害収入共済方式の基準生産金額	22
第10節 共済金額	23
第11節 共済掛金等	26
第12節 共済掛金等の払込期限	28
第13節 共済掛金等に関する権利の消滅時効	29
第14節 共済掛金等の相殺の制限	29
第15節 異動通知	29
第16節 危険の減少	29
第17節 共済関係の存続	30
第18節 共済関係に関する権利義務の承継	30
第19節 業務の委託	30
第2章 引受事務	30
第1節 組合等の引受事務	30
第2節 都道府県連合会の引受事務	38
〔別表〕 樹齢区分別換算係数	42
書類様式目録	43

第1章 通則

第1節 目的

この要綱は、法、施行令、規則及び標準収穫量設定準則に基づく果樹共済の引受業務を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

第2節 果樹共済の種類及び共済目的の種類

第1 果樹共済の種類

1 収穫共済

収穫共済は、共済事故による果実の減収又は品質の低下による損害を対象とする共済事業である。

2 樹体共済

樹体共済は、共済事故による樹体の損害を対象とする共済事業である。

第2 共済目的の種類

1 収穫共済

収穫共済の共済目的の種類は、うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ（はっさく、ぽんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平をいう。以下同じ。）、りんご、ぶどう、なし（支那なしの品種に属するなしを除く。以下同じ。）、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップルである。

ただし、ガラス又はこれに類する採光性及び耐久性を有する物により造られている温室内において栽培されている果樹を除く。

2 樹体共済

（1）樹体共済の共済目的の種類は、1に掲げる果樹（結果樹齢に達していない果樹（未結果樹）を除く。）である。

（2）結果樹齢に達しているかどうかは、その地域における果樹の植栽形態等によって異なるので、組合等においてこれらを判定して決めることとするが、標準的な結果開始樹齢はおおむね次表のとおりである。

共済目的の種類	結果開始樹齢(年)	共済目的の種類	結果開始樹齢(年)
うんしゅうみかん	5～8	おうとう	6～7
なつみかん	6～8	びわ	3～5
いよかん	4～6	かき	4～5
指定かんきつ	4～6	くり	4～5
りんご	5～7	うめ	4～5
ぶどう	3～4	すもも	3～5
なし	3～4	キウイフルーツ	3～4
もも	2～3		

第3節 加入資格者

- (1) 果樹共済への加入資格を有する者（以下「加入資格者」という。）は、農業共済組合若しくは全国連合会の組合員又は共済事業を行う市町村の果樹共済資格者である。
- (2) 果樹共済に関する組合員資格で農業共済組合又は全国連合会の組合員となることができる者は、農業共済組合にあっては当該農業共済組合の区域内、全国連合会にあっては果樹共済事業の実施区域内に住所を有し、かつ、定款に定める共済目的の果樹につき栽培の業務を営む者であって、当該果樹の類区分ごとの栽培面積（主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている特定園芸施設の内部で栽培されるうんしゅうみかん及びぶどうの栽培面積にあっては、当該栽培面積に2を乗じて得た面積）のいずれかが5アールを下回らず30アールを超えない範囲内で当該農業共済組合又は当該全国連合会が定款で定める面積以上であるものである。
- (3) 果樹共済資格者とは、共済事業を行う市町村の共済事業実施区域内に住所を有し、かつ、条例に定める共済目的の果樹につき栽培の業務を営む者であって、当該果樹の類区分ごとの栽培面積（主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている特定園芸施設の内部で栽培されるうんしゅうみかん及びぶどうの栽培面積にあっては、当該栽培面積に2を乗じて得た面積）のいずれかが5アールを下回らず30アールを超えない範囲内で当該市町村が条例で定める面積以上であるものである。

第4節 共済関係の成立等

第1 共済関係の成立

- (1) 果樹共済の共済関係は、収穫共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び果実の年産ごと、樹体共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び共済責任期間ごとに、加入資格者が申込期間内に現に栽培している収穫共済又は樹体共済の共済目的たる果樹（次に掲げる事由に該当する果樹を除く。）の全てを収穫共済又は樹体共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによって、成立する。

ア 類区分ごとの栽培面積が、5アールを下回らず30アールを超えない範囲内で事業規程等で定める面積に達しないこと。

イ 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。

ウ 当該果樹に係る標準収穫量、基準生産金額又は共済価額の適正な決定が困難であること。

エ 当該果樹に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。

オ 当該果樹の栽培が果実の収穫を目的としないことその他当該果樹につき通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること。

- (2) 組合等は、申込者から果樹共済の申込みがあった場合において、共済目的の種類ごとに、当該申込みに係る果樹が、その者が栽培を行う果樹共済の共済目的たる果樹（（1）のアからオまでに該当するものを除く。）の全てでない場合は、当該申込みの承諾を拒むものとする。

第2 自動継続特約

組合等は、果樹共済の申込みの承諾の際、申込者からの申出により、収穫共済にあつては翌年以降の年産の果実について、樹体共済にあつては翌年以降の果樹について、申込期間が終了するまでに当該申込者から果樹共済の申込みをしない旨の意思表示がないときにおいて当該果樹共済の申込みがあったとする旨の特約（以下「自動継続特約」という。）をすることができる。

第3 共済関係の解除

1 告知義務違反による解除

- (1) 組合等は、果樹共済の申込みの当時、果樹共済の共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合等が告知を求めたものについて、申込者が、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該果樹共済の共済関係を解除することができる。
- (2) 組合等は、（1）の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

ア 果樹共済の申込みの承諾の当時において、組合等が（１）の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

イ 組合等のために共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者（組合等のために共済関係の成立のための行為の代理を行うことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。）が、申込者が（１）の事実の告知をすることを妨げたとき。

ウ 共済媒介者が、申込者に対し、（１）の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

（３）（２）のイ及びウの規定は、当該規定による共済媒介者の行為がなかったとしても申込者が（１）の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

（４）（１）の規定による解除権は、組合等が（１）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月間行使しないときは、消滅する。果樹共済の申込みの承諾の時から６か月を経過したときも、同様とする。

2 共済掛金不払の場合の共済関係の解除

申込者が正当な理由がないのに第12節第1の1及び2の組合員等負担共済掛金の払込みを遅滞したとき又は組合等が定める組合員等負担共済掛金の分納の規定に違反して第1回目の組合員等負担共済掛金の払込みを遅滞したときは、組合等は、当該収穫共済又は樹体共済の共済関係を解除するものとする。

3 重大事由による解除

組合等は、次に掲げる事由がある場合には、果樹共済の共済関係を解除するものとする。

ア 組合員等が、組合等に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

イ 組合員等が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、組合等の組合員等に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

4 解除の効力

（１）果樹共済の共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

（２）組合等は、次に掲げる共済関係の解除をした場合には、次に定める損害を填補する責任を負わない。

ア 1の（１）の告知義務違反による解除

解除がされた時まで発生した共済事故による損害。ただし、1の（１）の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。

- イ 2の共済掛金不払の場合の共済関係の解除
解除がされた時までに発生した共済事故による損害
- ウ 3の重大事由による解除
3のアからウまでに掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した共済事故による損害

第4 共済関係の無効の場合の効果

組合等は、共済関係の無効若しくは失効の場合又は組合等が共済金支払の責任を免れる場合においても、既に受け取った組員等負担共済掛金を返還しない。ただし、無効の場合において、組員等が善意であって、かつ、重大な過失がなかったときは、この限りでない。

第5 保険関係の成立

都道府県連合会の会員たる組合等と加入資格者との間に果樹共済の共済関係が存するときは、果樹連合会保険区分ごとに、都道府県連合会と会員との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき果樹共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

第6 保険関係の無効の場合

次の場合には、都道府県連合会と会員たる組合等との保険関係の全部若しくは一部は無効となり、又は失効する。

- ア 都道府県連合会の会員たる組合等の有する共済関係が無効となり又は失効したとき。
- イ 都道府県連合会の会員たる組合等がその資格を喪失したとき。

第5節 共済責任期間

第1 収穫共済の共済責任期間

収穫共済の共済責任期間は、次のとおりである。

- ア 全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺減収総合一般方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式

共済目的の種類	共済責任期間
りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ	花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間

うんしゅうみかん、いよかん、びわ	春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間
なつみかん、指定かんきつ	春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌々年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間
パインアップル	夏実の収穫期から当該夏実の収穫期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

イ 半相殺減収総合短縮方式

共済目的の種類	共済責任期間
りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、すもも、キウイフルーツ	発芽期から当該発芽期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間
うんしゅうみかん、いよかん、うめ	開花期から当該開花期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間
なつみかん、指定かんきつ、びわ	開花期から当該開花期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(注) 果実の収穫とは、果実を適期に採取し、樹園地から搬出することである。ただし、当該樹園地内において貯蔵する場合は、その貯蔵する時までをいう。

第2 樹体共済の共済責任期間

樹体共済の共済責任期間は、共済目的の種類ごとに、事業規程等で定める日から1年間である。

なお、事業規程等でこの始期を定めるに当たっては、引受事務の効率化等の観点から全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺減収総合一般方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式の共済責任期間の始期と合わせるとともに、損害評価時期の統一を図るため同一都道府県の区域内ではできるだけ同時期とするものとする。

第6節 収穫共済の引受方式と類区分

第1 収穫共済の引受方式

収穫共済の引受方式は、次のとおりとする。

ア 全相殺減収方式

イ 全相殺品質方式

- ウ 半相殺方式
 - (ア) 減収総合一般方式
 - (イ) 減収総合短縮方式
- エ 地域インデックス方式
- オ 災害収入共済方式

第2 うんしゅうみかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、かき及びうめの類区分並びに引受方式

1 類区分

類区分は、次の表の第1欄に掲げる共済目的の種類につき、それぞれ同表の第3欄に掲げるとおりとする。

2 引受方式

(1) 引受方式は、次の表の第1欄に掲げる共済目的の種類につき、次のアからエまでに掲げる場合に応じ、同表の第2欄に掲げる区分のうち当該アからエまでに定めるものに属する同表の第3欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第4欄に掲げる引受方式の中から申込者が選択したものとする。

ア 当該共済目的の種類全体について地域インデックス方式及び災害収入共済方式以外の引受方式を選択する場合（イに掲げる場合を除く。） 第1区分

イ 帳簿全相殺減収方式を選択する場合 第2区分

ウ 地域インデックス方式を選択する場合 第3区分

エ 当該共済目的の種類全部又は一部について災害収入共済方式を選択する場合 第4区分

第1欄 (共済目的の種類)	第2欄 (加入区分)	第3欄 (類区分)		第4欄 (選択できる引受方式)
うんしゅうみかん	第1区分	1類	早生うんしゅうの品種のうんしゅうみかん（3類に属するものを除く。）	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2類	普通うんしゅうの品種のうんしゅうみかん（3類に属するものを除く。）	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式

		3類	うんしゅうみかんのうち、プラスチックハウス（主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている法第98条第1項第7号に規定する特定園芸施設をいい、気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設を除く。以下同じ。）を用いて栽培されるもの	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
	第2区分	4類		全相殺減収方式
	第3区分	4類		地域インデックス方式
	第4区分	3類	うんしゅうみかんのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び災害収入共済方式
		5類	うんしゅうみかんのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの以外のもの	災害収入共済方式
指定かんきつ	第1区分	1類	はっさく、ぼんかん、ぶんたん、ネーブルオレンジ、ゆず、愛媛果試第28号	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2類	さんぼうかん、たんかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、はるみ、レモン、せとか、甘平	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
	第2区分	4類		全相殺減収方式
	第4区分	3類		災害収入共済方式
りんご	第1区分	1類	早生の品種のりんご	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2類	中生の品種のりんご	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式

		3類	晩生の品種のりんご	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
	第2区分	4類		全相殺減収方式
	第3区分	4類		地域インデックス方式
	第4区分	4類		災害収入共済方式
ぶどう	第1区分	1類	早生の品種のぶどう（4類に属するものを除く。）	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2類	中生の品種のぶどう（4類に属するものを除く。）	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		3類	晩生の品種のぶどう（4類に属するものを除く。）	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		4類	ぶどうのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
	第2区分	5類		全相殺減収方式
	第3区分	5類		地域インデックス方式
	第4区分	4類	ぶどうのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び災害収入共済方式
		6類	ぶどうのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの以外のもの	災害収入共済方式
なし	第1区分	1類	早生の品種のなし	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2類	中生の品種のなし	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式

		3 類	晩生の品種のなし	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
	第 2 区分	6 類		全相殺減収方式
	第 3 区分	4 類	日本なしの品種のなし	地域インデックス方式
		5 類	西洋なしの品種のなし	地域インデックス方式
	第 4 区分	6 類		災害収入共済方式
もも	第 1 区分	1 類	生食用早生の品種のもも	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2 類	生食用中生及び晩生の品種のもも	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		3 類	加工用の品種のもも	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
	第 2 区分	4 類		全相殺減収方式
	第 3 区分	4 類		地域インデックス方式
	第 4 区分	4 類		災害収入共済方式
かき	第 1 区分	1 類	甘がきの品種のかき	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2 類	渋がきの品種のかき	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
	第 2 区分	3 類		全相殺減収方式
	第 3 区分	3 類		地域インデックス方式
	第 4 区分	3 類		災害収入共済方式
うめ	第 1 区分	1 類	小うめの品種のうめ	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式

		2類	小うめの品種以外のうめ	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
	第2区分	3類		全相殺減収方式
	第3区分	3類		地域インデックス方式
	第4区分	3類		災害収入共済方式

(注) なしの区分及びうめの区分に属する品種の果樹には、当該果樹に係る授粉樹が含まれるものとする。

- (2) 全相殺減収方式を選択することができるのは全相殺減収方式資格者、全相殺品質方式又は災害収入共済方式を選択することができるのは全相殺品質方式・災害収入共済方式資格者に限るものとする。

第3 なつみかん、いよかん、おうとう、びわ、くり、すもも、キウイフルーツ及びパイナップルの類区分並びに引受方式

1 類区分

類区分は、共済目的の種類とする。

2 引受方式

- (1) 引受方式は、次の表の左欄に掲げる共済目的の種類につき、同表の右側に掲げる引受方式の中から申込者が選択したものとする。

共済目的の種類	選択できる引受方式
おうとう、くり、すもも、キウイフルーツ	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式
びわ、パイナップル	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式
なつみかん、いよかん	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び災害収入共済方式

- (2) 全相殺減収方式を選択することができるのは全相殺減収方式資格者、全相殺品質方式又は災害収入共済方式を選択することができるのは全相殺品質方式・災害収入共済方式資格者に限るものとする。

第4 収穫共済の支払開始割合及び補償限度割合並びに共済限度額割合

1 支払開始割合及び補償限度割合

全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び地域インデックス方式に係る支払開始割合及び補償限度割合は、類区分ごとに、次の表の左欄に掲げる収穫共済区分に応じて、同表の中欄及びこれに対応する右欄に掲げる割合の中から申告者が選択したものとする。

収穫共済区分	支払開始割合	補償限度割合
全相殺減収方式 全相殺品質方式	20%	70%
	30%	60%
	40%	50%
半相殺減収総合方式	30%	70%
	40%	60%
	50%	50%
地域インデックス方式	10%	90%
	20%	80%
	30%	70%

2 共済限度額割合

災害収入共済方式に係る共済限度額割合は、類区分ごとに、80%、70%、60%のうちから申込者が選択したものとする。

第7節 引受面積及び引受本数

(1) 引受面積及び引受本数は、栽培面積又は栽培本数を基に計算する。

この場合において、散在樹についての栽培面積は、その樹冠面積により見積もった面積とする。なお、引受面積の計量単位はアールとするが、0.1アール未満の端数があるときは、四捨五入の方法により端数を整理する。

(2) 引受面積及び引受本数の算出に当たっては、品種別・樹齢別（半相殺方式については更に樹園地別）の内訳を明らかにしておくものとする。この場合において、果樹の樹齢は、本園に1年生苗木を定植する場合を基準として、定植の年から暦年に従って計算する。ただし、高接ぎの場合は、台木の樹齢による。

第8節 標準収穫量及び樹園地別標準収穫量

第1 標準収穫量

標準収穫量は、果実の年産ごと、申込者ごと、類区分等ごと及び引受方式ごとに、次により算定された数量とする。

1 全相殺減収方式

第3の1の規定により組合等が定める標準単収 × 栽培面積

ただし、帳簿全相殺減収方式にあつては、第3の1の規定により組合等が定める標準単収が定められない場合は、次のいずれかの方法により算定された数量とすることができる。

ア 第2で定める樹園地別標準収穫量の合計

イ 4で定める数量

2 全相殺品質方式

第3の1の規定により組合等が定める標準単収 × 第4の規定により組合等が定める標準品質指数 × 栽培面積

3 半相殺方式

第2で定める樹園地別標準収穫量の合計。

ただし、申込者の類区分等に係る収穫量を出荷資料又は青色申告書等により適正に確認できる場合は、次の式により算定された数量とすることができる。

第3の1の規定により組合等が定める標準単収 × 栽培面積

4 地域インデックス方式

次式による統計単位地域ごとの数量を合計したもの

第3の2の規定により組合等が定める標準単収	×	栽培面積	×	第6の規定により組合等が定める樹齢構成係数
-----------------------	---	------	---	-----------------------

第2 樹園地別標準収穫量

(1) 半相殺方式の樹園地別標準収穫量は、果実の年産ごと、樹園地ごと及び類区分等ごとに、次により算定された数量とする。

$$\Sigma \left[\begin{array}{cc} \text{第5の年産別標準} & \text{樹齢ごとの栽培} \\ \text{収量表による樹齢} & \text{面積（又は植栽} \\ \text{ごとの標準単収} & \text{本数）} \end{array} \right] \times \begin{array}{c} \text{損害評価} \\ \text{実績} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{高接ぎ・} \\ \text{損傷係数} \end{array}$$

損害評価実績は、果樹共済損害評価要綱（平成30年9月11日付け30経営第1305号農林水産省経営局長通知。以下「評価要綱」という。）第2章第2の2の損害評価実績とする。

高接ぎ・損傷係数は、申込者が栽培する果樹について高接ぎ、樹体の損傷等があった場合に、台木の樹齢、高接ぎの方法、高接ぎ後の経過年数、樹体の損傷程度、損傷後の経過年数等を参酌して定めるものとする。

(2) 当該樹園地の園地条件又は肥培管理の状況が把握できる場合は、次により算定された数量とする。

(1) により算定された数量 × 園地条件指数 × 肥培管理指数

園地条件指数及び肥培管理指数は、評価要綱第2章第2の規定の例により設定した当該樹園地の当該類区分等に係るものとする。

(3) 第1の3ただし書の方法で標準収穫量を算定する場合にあっては、当該算定方法により算出した数量を当該類区分等の樹園地の栽培面積又は植栽本数、樹齢等を勘案して、樹園地ごとに配分して得られる数量を樹園地別標準収穫量とする。

(4) 半相殺減収総合短縮方式について、当該申込者の当該類区分等に係る当該樹園地において、花芽の形成期から発芽期前まで（うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ及びびわにあっては春枝の伸長停止期から開花期前まで、うめにあっては花芽の形成期から開花期前まで）の期間内に、果実の減収をもたらすと見込まれる被害が発生していると認められる場合は、当該期間内に被害がなかったとした場合の値を1とし、この1から当該樹園地における現地調査により算定したその期間内における被害割合を差し引いて得た割合を（1）から（3）までにより設定された数量に乗じて得た数量を樹園地別標準収穫量とする。

第3 組合等が定める標準単収

1 全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式

標準単収は、果実の年産ごと、申込者ごと及び類区分等ごとに次の方法により定めるものとする。

(1) 申込者ごと及び類区分等ごとに、最近5か年（隔年結果のある共済目的の種類は、最近6か年。ただし、6か年分の資料が得られない場合は、最近5か年。）の次に掲げる資料から年産ごとの10アール当たり収穫量を算出する。

ア 出荷資料

イ 青色申告書等

ウ 確定申告関係書類（全相殺減収方式に限る。）

(2) (1) で算出した年産ごとの10アール当たり収穫量から、申込者ごと及び類区分等ごとに、5か年中中庸3か年（隔年結果のある共済目的の種類は、6か年中中庸4か年。ただし、6か年分の資料が得られない場合は、最近4か年中中庸2か年。）の平均10アール当たり収穫量を算出する。

(3) 帳簿全相殺減収方式にあっては、最近5か年分の(1)の資料が得られない場合は、次の方法により平均10アール当たり収穫量を算出する。

ア 最近4か年分の(1)の資料が得られるときは、申込者ごと及び類区分等ごとに、最近4か年中中庸2か年の平均10アール当たり収穫量を算出する。

イ 最近4か年分の(1)の資料が得られないときは、資料が欠ける年産の10アール当たり収穫量を次の方法により算定した数値を用いて、申込者ごと及び類区分等ごとに、5か年中中庸3か年（隔年結果のある共済目的の種類は、6か年中中庸4か年）の平均10アール当たり収穫量を算出する。

(ア) 申込者の住所地が存する統計単位地域の統計単収（当該統計地域の統計単収が得られない場合は、全国の統計単収）

ただし、当該申込者が収穫共済に加入して損害通知を行っていた場合は、当該申込者の損害評価実績の収穫量を当該申込者の栽培面積で除して得られる数量とする。

(イ) (ア) によって算定できない場合は、組合等に属する組合員等（全相殺減収方式、全相殺品質方式及び災害収入共済方式の加入者に限る。）

の収穫量の合計を当該組合員等の栽培面積の合計で除して得られる数量

(4) (1) で算出した年産ごとの10アール当たり収穫量から、申込者ごと及び類区分等ごとに、次式により10アール当たり収穫量の伸び率を算出する。

$$\text{10アール当たり収穫量の伸び率} = \left[\frac{\text{最近4か年中中庸2か年の平均10アール当たり収穫量}}{\text{最近年の前年までの4か年中中庸2か年の平均10アール当たり収穫量}} \right]^2$$

なお、組合等は、改植等の状況を勘案して、当該伸び率を調整することができるものとする。

(5) 組合等は、(2) によって平均10アール当たり収穫量を算出した場合は(2) で算出した平均10アール当たり収穫量に(4) で算出した当該申込者の当該類区分等に係る10アール当たり収穫量の伸び率を乗じたもの、(3) によって平

均10アール当たり収穫量を算出した場合は（３）で算出した平均10アール当たり収穫量を標準単収とする。

- （６）標準単収は、申込者が栽培する果樹について高接ぎ、樹体の損傷等があった場合には、台木の樹齢、高接ぎの方法、高接ぎ後の経過年数、樹体の損傷程度、損傷後の経過年数等を参酌するものとする。

２ 地域インデックス方式

- （１）標準単収は、果実の年産ごと、類区分ごと及び統計単位地域ごとに統計単位地域における統計単収の過去５か年中中庸３か年（うんしゅうみかんについては、過去６か年中中庸４か年）の平均値とする。
- （２）（１）において、過去５か年間（うんしゅうみかんにあつては、６か年間）の統計単収の全部又は一部に欠ける年産がある場合は、統計データが５か年分（うんしゅうみかんにあつては、６か年分）揃うまでは、全国の統計単収を用いるものとする。

第４ 組合等が定める標準品質指数

１ 出荷資料による場合

- （１）標準品質指数は、標準単収を第３の１の（１）のアにより算定する場合は、申込者ごと及び類区分等ごとに、次の算式により算出された率とする。

$$\text{標準品質指数} = \frac{\text{申込者の１キログラム（１粒）当たり平均評点数}}{\text{地域の１キログラム（１粒）当たり平均評点数}}$$

- （２）（１）の地域の１キログラム（１粒）当たり平均評点数は、類区分等ごとに、当該類区分等に係る最近２か年（以下「基準年次」という。）の出荷団体等が加工若しくは販売の委託又は売渡しを受けた果実の数量及び品質に関する資料（以下「出荷数量及び品質に関する資料」という。）に基づき、次のア又はイの算式により算出する。

ア 個人ごとに評点評価又は積点評価により果実の品質の格付けが行われている場合

$$\frac{\text{出荷団体等の基準年次の総評点数又は総積点数}}$$

$$\text{出荷団体等の基準年次の総出荷数}$$

イ 個人ごとに等級（果実の品位による区分をいう。以下同じ。）・階級（果実の形状による区分をいう。以下同じ。）別に果実の品質の格付けが行われている場合

$$\Sigma \left[\begin{array}{cc} \text{出荷団体等の基準年次の等級・階級別 1 キログラム (1 粒) 当たり点数} & \times \text{当該申込者の基準年次の等級・階級別総出荷数量 (粒数又は割合)} \end{array} \right]$$

出荷団体等の基準年次の総出荷数量 (粒数又は割合)

$$\begin{array}{l} \text{基準年次の等級・階級別 1 キログラム (1 粒) 当たり点数} \\ \text{基準年次の等級・階級別総手取金額} \\ \hline \text{基準年次の等級・階級別総出荷数量 (粒数)} \end{array} =$$

(3) (1) の申込者の 1 キログラム (1 粒) 当たり平均評点数は、類区分等ごとに当該申込者に係る基準年次における出荷数量及び品質に関する資料に基づき、次のア又はイの算式により算出する。

ア 個人ごとに評点評価又は積点評価により果実の品質の格付けが行われている場合

当該申込者の基準年次の総評点数又は総積点数

当該申込者の基準年次の総出荷数

イ 個人ごとに等級・階級別に果実の品質の格付けが行われている場合

$$\Sigma \left[\begin{array}{cc} \text{出荷団体等の基準年次の等級・階級別 1 キログラム (1 粒) 当たり点数} & \times \text{当該申込者の基準年次の等級・階級別総出荷数量 (粒数又は割合)} \end{array} \right]$$

当該申込者の基準年次の総出荷数量 (粒数又は割合)

(4) (1) から (3) までにより算定した申込者ごとの標準品質指数は、原則として 2 年ごとに算定し直すものとする。ただし、申込者の栽培技術、肥培管理の状況等が変わり、当該申込者の生産する果実の品質の程度に著しい変動があると認められるときは、その年ごとに当該申込者の当該類区分等に係る標準品質指数を算定し直すものとする。

2 青色申告書等による場合

(1) 標準品質指数は、標準単収を第 3 の 1 の (1) のイにより算定する場合は、当該申込者が当該 5 年間に収穫した当該類区分等に係る生食用仕向け及び加工用仕向きの数量及び価格から、次により算出する。

$$\begin{array}{l} \text{標準品質指数} = \frac{\begin{array}{l} \text{生食用仕向きの平均数量} + \text{加工用仕向きの平均数量} \end{array} \times \text{加工用仕向きの指数}}{\text{生食用仕向きの平均数量} + \text{加工用仕向きの平均数量}} \end{array}$$

(2) 生食用仕向けの平均数量は、各年産における生食用仕向け10アール当たり数量の5か年中中庸3か年の平均数量とする。各年産の生食用仕向けの10アール当たり数量は、次により算出する。

$$\text{各年産の生食用仕向けの10アール当たり数量} = \frac{\text{当該年産の生食用仕向けの数量}}{\text{当該年産の引受面積}}$$

(3) 加工用仕向けの平均数量は、各年産の加工用仕向けの10アール当たり数量の5か年中中庸3か年の平均数量とする。各年産の加工用仕向けの10アール当たり数量は、次により算出する。

$$\text{各年産の加工用仕向けの10アール当たり数量} = \frac{\text{当該年産の加工用仕向けの数量}}{\text{当該年産の引受面積}}$$

(4) 加工用仕向けの指数は、次により算出する。

$$\text{加工用仕向けの指数} = \frac{\frac{\text{加工用仕向けの1キログラム当たり価格の5か年中中庸3か年の平均価格}}{\text{生食用仕向けの1キログラム当たり価格の5か年中中庸3か年の平均価格}}}{1}$$

$$\text{各年産の加工用仕向けの1キログラム当たり価格} = \frac{\text{当該年産の加工用仕向けの販売金額}}{\text{当該年産の加工用仕向けの数量}}$$

$$\text{年産の生食用仕向けの1キログラム当たり価格} = \frac{\text{当該年産の生食用仕向けの販売金額}}{\text{当該年産の生食用仕向けの数量}}$$

ただし、生食用仕向けの平均数量が取れない場合は、当該類区分等の1キログラム当たり価格の5か年中中庸3か年の平均価格とする。

第5 組合等が定める年産別標準収量表による樹齢ごとの標準単収

組合等は、類区分（組合等が品種、組合等の区域を分けた地域又は栽培条件（地形等）、植栽形態（密植栽培、わい化栽培等）等の要因に応じた区分（以下「要因区分」という。）を定めたときは、要因区分）ごとに、次により、平均的な園地条件及び肥培管理の下における単位面積当たりの標準的な収量の表（以下「標準収量表」という。）に基づき、年産ごと樹齢ごとの標準単収を定める。

1 標準収量表案の作成

(1) 組合等は、半相殺方式による引受けを行う類区分の果樹について、都道府県連

合会及び果樹関係団体の協力を得て農林水産統計資料その他関係機関が作成した資料並びに最近年の樹齢別結果樹面積、新植面積及び改廃面積、植栽本数、見込収穫量等の調査結果等を基礎として、類区分（組合等が要因区分を定めたときは、要因区分）ごとに10アール当たり及び1本当たりの樹齢別標準収穫量を記載した標準収量表（様式第1号）案及び樹齢別10アール当たり及び1本当たり標準収穫量グラフ（様式第2号）案を作成するものとする。

この場合の樹齢の刻みは、樹齢ごとの収穫量の格差を勘案して設定するものとし、おおむね成長期は1年、盛果期は3から5年、衰退期は1から3年を標準とするが、パインアップルについては1年とする。

- (2) 標準収量表案及び標準収穫量グラフ案は、3年ごとに作成するものとするが、果樹栽培者の状況に変動がある等必要があるときは、その必要がある年ごとに作成するものとする。
- (3) 組合等は、(1)により標準収量表案及び標準収穫量グラフ案を作成するときは、必要に応じて損害評価会の意見を聴くものとする。
- (4) 組合等は、(1)により作成した標準収量表案及び標準収穫量グラフ案を都道府県知事に報告するものとする。

2 標準収量表の決定

- (1) 都道府県知事は、都道府県連合会又は特定組合等及び果樹関係団体等の協力を得て、1の(4)により組合等から報告された標準収量表案及び標準収穫量グラフ案を検討し、必要に応じこれを修正した上で、当該組合等の標準収量表（様式第1号）及び標準収穫量グラフ（様式第2号）を決定し、組合等に通知する。
- (2) 都道府県知事は、(1)により標準収量表及び標準収穫量グラフを決定したときは、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に報告する。

3 年産別標準収量表の作成

- (1) 都道府県知事は、果実の年産ごと、組合等ごと及び類区分ごとに、次式により年産別適用係数を算出し、組合等に通知する。なお、係数の単位は小数点以下第5位を四捨五入し第4位までとする。

$$\text{年産別適用係数} = \frac{\text{第7の1又は2により経営局長が定める10アール当たり収穫量}}{\text{2の標準収量表から得られる類区分ごとの平均10アール当たり収穫量}}$$

- (2) 組合等は、(1)により都道府県知事が通知した年産別適用係数を当該組合等の標準収量表に適用して当該年産に係る標準収量表とするものとする。

第6 樹齢構成係数

(1) 樹齢構成係数は、統計単位地域ごと、申込者ごと及び類区分ごとに、次の算式により算定する。

$$\text{樹齢構成計数} = \frac{\Sigma (\text{樹齢別の単収比} \times \text{樹齢別栽培面積又は植栽本数})}{\text{栽培面積又は植栽本数}}$$

(2) (1) の樹齢別の単収比は、統計単位地域ごと、申込者ごと及び類区分ごとに、次の算式により算定する。

$$\text{樹齢別の単収比} = \frac{\text{標準収量表の各樹齢の単収}}{\text{標準収量表の平均単収}}$$

(3) (2) の標準収量表は、組合等が、統計単位地域ごと及び類区分ごとに、第5の1及び2に準じて作成する。

第7 都道府県知事が定める10アール当たり収穫量

1 都道府県知事が定める組合等ごとの10アール当たり収穫量

第5の3の(1)の経営局長が定める10アール当たり収穫量は、特定組合等以外の組合等及び一の都道府県の区域をその区域とする特定組合等にあつては、経営局長が都道府県知事に対して通知した当該都道府県の当該共済目的の種類に係る果実の年産ごとの10アール当たり収穫量（以下「農林水産省通知10アール当たり収穫量」という。）を基礎として、都道府県知事が果実の年産ごと、類区分ごと及び組合等ごとに次の方法により定める10アール当たり収穫量とする。

ただし、都道府県知事は、一の都道府県の区域をその区域とする特定組合に対しては、農林水産大臣が品種、栽培方法等に応じた区分を定めていない共済目的の種類について次の(1)から(4)までの方法による計算が不要と判断した場合にあつては、(1)から(4)までの方法によらず、農林水産省通知10アール当たり収穫量と同じ値を定めることができる。

(1) 組合等ごとの平均10アール当たり収穫量を次のとおり算定する。

ア 果実の年産ごと、類区分ごと及び組合等ごとに、関係機関が作成した果樹に関する資料を基礎として、最近5か年間（隔年結果のある共済目的の種類については、6か年間）の10アール当たり収穫量を算定する。

イ アで算定した10アール当たり収穫量から5か年中中庸3か年（隔年結果のある共済目的の種類については、6か年中中庸4か年）を単純平均して算出した数量に、規格外品調整係数を乗じて得た数量を組合等ごとの平均10アール当たり収穫量とする。

ウ 規格外品調整係数は、果実の年産ごと、類区分ごと及び組合等ごとに、次により算定する。

規格外品調整係数 = 1 - 平均規格外品数量割合

エ 平均規格外品数量割合は、果実の年産ごと、類区分ごと及び組合等ごとの全相殺減収方式及び半相殺減収総合方式の抜取調査野帳（特定組合等以外の組合等にあつては、都道府県連合会のもの）に基づく換算係数及び面積被害率から算定した規格外品数量割合の最近7か年中中庸5か年平均値とする（様式第3-2号）。

なお、無被害の年産に係る規格外品数量割合は0とする。

オ エの換算係数は、次により算定する。

（ア）全相殺減収方式

$$\text{換算係数} = \frac{\sum \left(\begin{array}{l} \text{当該野帳の調査結果をもとに、調整果} \\ \text{実について調整措置を講じないものと} \\ \text{して算定した当該組合員等の見込収穫} \\ \text{量} \end{array} \right)}{\sum \left(\begin{array}{l} \text{当該野帳における当該組合委員樹園地} \\ \text{の見込収穫量} \end{array} \right)}$$

（イ）半相殺減収総合方式

$$\text{換算係数} = \frac{\sum \left(\begin{array}{l} \text{当該野帳の調査結果をもとに、調整果} \\ \text{実について調整措置を講じないものと} \\ \text{して算定した当該樹園地の見込収穫量} \end{array} \right)}{\sum \left(\begin{array}{l} \text{当該野帳における当該樹園地の見込収} \\ \text{穫量} \end{array} \right)}$$

カ イにより算定された組合等ごとの平均10アール当たり収穫量が、当該組合等の区域内の当該類区分に係る果樹の樹齢別面積、過去における収穫量の実績等に照らし適当でないと認められるときは、イの規定にかかわらず、関係機関の意見を聴いて当該組合等についての当該平均10アール当たり収穫量を修正することができる。

（2）果樹に関する資料の栽培面積を重みとし、（1）の組合等ごとの平均10アール当たり収穫量を算術平均して、当該都道府県の平均10アール当たり収穫量を算出する。

（3）都道府県知事が定める10アール当たり収穫量を次の算式により算定する。

$$\begin{array}{l} \text{（1）の組合等ご} \\ \text{との平均10アール} \times \frac{\text{農林水産省通知10アール当たり収穫量}}{\text{（2）による都道府県の平均10アール当たり収穫量}} \\ \text{当たり収穫量} \end{array}$$

- (4) 都道府県知事は、組合等ごとの10アール当たり収穫量を定めるに当たり必要があるときは、地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター又は沖縄総合事務局農林水産部の助言を求めることができる。

2 10アール当たり収穫量の据置き

都道府県知事は、農林水産省通知10アール当たり収穫量が、前年産と同一であり、かつ、その年産の組合等の10アール当たり収穫量を定める場合に基礎とすべき組合等ごとの平均10アール当たり収穫量が前年産の組合等の10アール当たり収穫量を定める場合に基礎とした組合等ごとの平均10アール当たり収穫量とほとんど差がないときは、1にかかわらず、前年産の組合等の10アール当たり収穫量と同一の数量を、その年産の組合等の10アール当たり収穫量として定めることができる。

3 経営局長への報告

都道府県知事は、1又は2により経営局長が定める10アール当たり収穫量を決定し、通知したときは、遅滞なく、その組合等ごとの10アール当たり収穫量及びその算出方法の報告書（様式第4号）を作成して経営局長に報告する。

なお、1の（1）の力により組合等ごとの平均10アール当たり収穫量を修正して定めた組合等についてはその理由を、また、1のただし書の規定に基づき農林水産省通知10アール当たり収穫量と同じ値を組合等ごとの10アール当たり収穫量として定めた場合又は2により前年と同一の組合等ごとの10アール当たり収穫量を定めた場合はその旨を、併せて報告する。

第9節 災害収入共済方式の基準生産金額

組合等は、果実の年産ごと、申込者ごと及び類区分ごとに、当該類区分に係る出荷資料又は青色申告書等により、出荷資料においては出荷団体等の協力を得て、次の方法により基準生産金額を定めるものとする。

- (1) 組合等は、果実の年産ごと、申込者ごと及び類区分ごとに、最近5か年の出荷資料又は青色申告書等により、次の算式により各年の10アール当たり生産金額を算出する。

$$\begin{array}{l} \text{10アール当たり} \\ \text{生産金額} \end{array} = \frac{\text{当該申込者の類区分ごとの生産金額}}{\text{当該申込者の類区分ごとの栽培面積}}$$

(注) 申込者の類区分ごとの生産金額 = 総販売金額 - 必要経費

必要経費は、消費税、包装代、果実の選果販売をするに当たって通常要する経費（荷受会社手数料、出荷団体手数料、集出荷経費、出荷対策費等）とする。

- (2) (1) で算出した各年の10アール当たり生産金額から、申込者ごと及び類区分ごとに最近5か年中中庸3か年の平均10アール当たり生産金額を算出する。

なお、組合等は、最近の生産金額の推移の状況等を勘案して平均10アール当たり生産金額を調整する必要があると認めたときは、都道府県及び都道府県連合会（特定組合にあっては、都道府県）と協議の上、平均10アール当たり生産金額を調整することができるものとする。

- (3) 組合等は、果実の年産ごと、申込者ごと及び類区分ごとに、次の算式により10アール当たり基準生産金額を算出する。ただし、申込者の改植等の状況を勘案して算出することができるものとする。

$$\begin{array}{lcl} \text{10アール当たり} & & \text{平均10アール} \\ \text{基準生産金額} & = & \text{当たり生産金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{樹齢構成の変} \\ \text{化に係る係数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{高接ぎ・} \\ \text{損傷係数} \end{array}$$

- (4) 基準生産金額は、申込者ごと及び類区分ごとに次により算出する。

$$\text{基準生産金額} = \text{10アール当たり基準生産金額} \times \text{栽培面積}$$

第10節 共済金額

第1 収穫共済の共済金額

1 共済金額

- (1) 全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び地域インデックス方式の共済金額は、申込者ごと及び類区分ごとに、標準収穫金額の合計金額の40%に相当する金額以上、標準収穫金額の合計金額に補償限度割合を乗じて得た金額以下の範囲内で、申込者が選択した金額とする。

標準収穫金額は類区分等ごとに、次の算式により算定する。

$$\text{標準収穫量} \times \text{果実のキログラム当たり価額}$$

- (2) 災害収入共済方式の共済金額は、申込者ごと及び類区分ごとに、基準生産金額の40%以上、共済限度額以下の範囲内において申込者が選択した金額とする。

$$\text{共済限度額} = \text{基準生産金額} \times \text{補償割合}$$

2 果実のキログラム当たり価額

- (1) 全相殺減収方式(帳簿全相殺減収方式を除く。)、全相殺品質方式及び半相殺方式の果実のキログラム当たり価額は、類区分等ごとに、法第148条第2項の規定に基づき、都道府県の区域を適用地域として農林水産大臣が定める金額とする。

(2) 帳簿全相殺減収方式の果実のキログラム当たり価額は次のとおりとする。

ア 最近4年間における果実の年産ごと類区分等ごとの平均的なキログラム当たり販売金額について申込者の確定申告関係書類により把握できる場合

法第148条第2項の規定に基づき、全国を適用地域として共済目的の種類ごとに農林水産大臣が定める金額又は当該類区分等ごとの平均的なキログラム当たり販売金額のいずれか低い金額とする。

平均的なキログラム当たり販売金額は、申込者の確定申告関係書類から得られる年産ごと、類区分等ごとの販売金額を、当該年産ごと、類区分等ごとの販売した数量で除して得たキログラム当たり販売金額の最近4か年中中庸2か年の平均により算出する。

イ 最近4年間における果実の年産ごと類区分等ごとの平均的なキログラム当たり販売金額について確定申告関係書類により把握できない場合

(ア) 申込者が栽培する共済目的の種類について細区分が定められている場合にあっては、果実のキログラム当たり価額は、申込者ごと、類区分ごとに、次の算式により算出する。

$$\Sigma \left(\begin{array}{l} \text{申込者が栽培する品種が属する} \\ \text{細区分ごとに法第148条第2項} \\ \text{の規定に基づき、都道府県の区} \\ \text{域を適用地域として農林水産大} \\ \text{臣が定める金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該品種が属する細区分} \\ \text{ごとの栽培面積} \end{array} \right)$$

当該品種が属する細区分ごとの栽培面積の合計

(イ) 申込者が栽培する共済目的の種類について細区分が定められていない場合にあっては、法第148条第2項の規定に基づき、都道府県の区域を適用地域として農林水産大臣が定める金額とする。

(3) 地域インデックス方式の果実のキログラム当たり価額は次のとおりとする。

ア 申込者が栽培する共済目的の種類について細区分が定められている場合にあっては、果実のキログラム当たり価額は、申込者ごと、類区分ごと及び統計単位地域ごとに、次の算式により算出する。

$$\Sigma \left(\begin{array}{l} \text{申込者が栽培する品種が属する} \\ \text{細区分ごとに法第148条第2項} \\ \text{の規定に基づき、都道府県の区} \\ \text{域を適用地域として農林水産大} \\ \text{臣が定める金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該品種が属する細区分} \\ \text{ごとの栽培面積} \end{array} \right)$$

当該品種が属する細区分ごとの栽培面積の合計

イ 申込者が栽培する共済目的の種類について細区分が定められていない場合にあっては、法第148条第2項の規定に基づき、都道府県の区域を適用地域として農林水産大臣が定める金額とする。

第2 樹体共済の共済金額

1 共済金額

共済金額は、申込者ごと及び共済目的の種類ごとに、共済価額の40%以上80%以下の範囲内において申込者が選択した金額とする。

2 共済価額

- (1) 申込者が当該共済目的の種類の実樹を全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式若しくは地域インデックス方式に付する場合又は樹体共済のみに付する場合の共済価額は、次の算式により算出した額とする。

$$\text{共 済 価 額} = \Sigma \left(\begin{array}{cc} \text{類区分等ごと及び樹齢} & \text{当該類区分等及び当該樹} \\ \text{区分(※)ごとの標準収} & \text{齢区分に係る別表の換算} \\ \text{穫金額} & \text{係数} \end{array} \right)$$

$$\begin{array}{ccc} \text{類区分等ごと及び} & \text{当該類区分等に係る} & \text{当該類区分等に係るイの} \\ \text{樹齢区分ごとの標} & \text{アの果実のキログラム} & \text{類区分等ごと及び樹齢区} \\ \text{準収穫金額} & \text{ム当たり価額} & \text{分ごとの標準収穫量} \end{array} =$$

※ 標準収穫量設定準則第3第1項に規定する共済目的の種類ごとの樹齢区分をいう。

ア 果実のキログラム当たり価額は、収穫共済に適用される果実のキログラム当たり価額を用いるが、その適用は樹体共済の共済責任期間の開始時を基準として次のとおりとする。

- (ア) その開始時が半相殺減収総合短縮方式以外の収穫共済の共済責任期間の開始する時と同じである場合

その収穫共済の共済責任期間に係る年産に適用される第1の2の果実のキログラム当たり価額

- (イ) (ア) 以外の場合

当該樹体共済の共済責任期間の開始前の最も近い時に始まっている収穫共済（半相殺減収総合短縮方式による収穫共済を除く。）の共済責任期間に係る年産に適用された第1の2の果実のキログラム当たり価額とする。

イ 標準収穫量は、類区分等ごと及び樹齢区分ごとに、アの果実のキログラム当たり価額に係る年産と同じ年産について、次のとおりとする。

- (ア) 当該申込者が当該共済目的の種類の実樹を全相殺減収方式（第8節第1の1のただし書のイにより標準収穫量を算定した場合を除く。）、全相殺品質方式又は半相殺方式に付する場合

その方式に応じて、第8節第1の1から3までにおいて定めた標準収穫量を当該樹齢区分に属する実樹の植栽面積等を勘案して樹齢区分ごとに配分して得た数量

(イ) 当該申込者が当該共済目的の種類^{（イ）}の果樹を全相殺減収方式（第8節第1の1のただし書のイにより標準収穫量を算定した場合に限る。）及び地域インデックス方式に付する場合又は樹体共済のみに付する場合

第8節第2に準じて算出した樹園地別標準収穫量を申込者ごとに合計して得られる数量を当該樹齢区分に属する果樹の栽培面積等を勘案して樹齢区分ごとに配分して得た数量

(2) 申込者が当該共済目的の種類を災害収入共済方式のみに付する場合の共済価額は、次の算式により算出した額とする。

$$\text{共済価額} = \Sigma \left[\frac{\text{樹齢区分ごとの基準生産金額}}{\text{基準生産金額}} \times \frac{\text{当該樹齢区分に係る別表の換算係数}}{\text{換算係数}} \right]$$

樹齢区分ごとの基準生産金額は、第9節で定めた当該申込者に係る基準生産金額を当該樹齢区分に属する果樹の品種、栽培面積等を勘案して樹齢区分別の果樹ごとに配分して得た金額とする。

(3) (1)の場合であっても、当該申込者の生産する果実の生産金額を過去5年間の出荷資料、青色申告書等又は確定申告関係書類から適正に把握できる場合は、当該申込者の共済価額を(2)の規定に準じて定めることができる。

(4) 当該申込者が当該共済目的の種類^{（イ）}の果樹を災害収入共済方式以外の引受方式（帳簿全相殺減収方式及び地域インデックス方式を除く。）と災害収入共済方式のいずれにも付する場合の共済価額は、災害収入共済方式以外の引受方式に付されている類区分については(1)により、災害収入共済方式に付されている類区分については(2)によりそれぞれ算定し、これらを共済目的の種類ごとに合計して定めるものとする。

第11節 共済掛金等

第1 共済掛金

共済掛金は、果樹共済の種類ごと及び類区分ごとに、次の式によって算定される金額とする。

ア 全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び樹体共済

$$\text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

イ 地域インデックス方式

$$\Sigma \left[\frac{\text{第8節第1の4の統計単位地域ごとの数量}}{\text{第8節第1の4の統計単位地域ごとの数量}} \times \frac{\text{果実のキログラム当たり価額}}{\text{果実のキログラム当たり価額}} \times \left(\frac{\text{共済金額}}{\text{標準収穫金額}} \right) \times \text{共済掛金率} \right]$$

第2 組合員等負担共済掛金

1 組合員等負担共済掛金の支払

組合等は、組合員等との間に共済関係が成立したときは、事業規程等で定めるところにより、共済掛金のうち、次の算式により算定された組合員等負担共済掛金（組合員等が負担する共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該補助金の金額を差し引いて得た金額）を徴収しなければならない。

$$\text{組合員等負担共済掛金} = \text{共済掛金} - \text{国庫負担共済掛金}$$

2 国庫負担共済掛金

国庫負担共済掛金は、次の算式により算定される金額とする。

ア 全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び樹体共済

$$\text{共済金額} \times \text{基準共済掛金率} \times 1/2$$

イ 地域インデックス方式

$$\Sigma \left(\frac{\text{第8節第1の4の統計単位地域ごとの数量}}{\text{第8節第1の4の統計単位地域ごとの数量}} \times \text{価額} \times \left(\frac{\text{共済金額}}{\text{標準収穫金額}} \right) \times \text{基準共済掛金率} \times \frac{1}{2} \right)$$

第3 事務費賦課金

1 組合等

(1) 組合等は、組合員等に対して、毎事業年度、組合等が必要とする事務費予定額から法第19条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費を賦課することができる。

(2) 特定組合等以外の組合等は、組合員等に対して、都道府県連合会から賦課された事務費賦課金の支払に充てる費用を賦課することができる。

2 都道府県連合会

都道府県連合会は会員たる組合等に対して、毎事業年度、都道府県連合会が必要とする事務費予定額から法第19条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額を賦課することができる。

第12節 共済掛金等の払込期限

第 1 共済掛金等の払込期限

1 共済掛金の全納

- (1) 組合員等負担共済掛金及び事務費賦課金の払込期限は、組合員等負担共済掛金の分納を認める場合を除き、共済責任期間開始前で事業規程等で定める日までとする。ただし、事業規程等において、組合員等の申請に基づき、組合員等負担共済掛金の延納を認める場合は、事業規程等で定める日までとする。
- (2) 事務費賦課金の払込期限は、事業規程等で定める日までとする。

2 共済掛金の分納

- (1) 組合等は、事業規程等で定めた場合には、組合員等の申請に基づき、組合員等負担共済掛金を2回に分割して支払うことを認めることができる。
- (2) 組合等は組合員等負担共済掛金の分納を認めたときは、共済責任期間開始前で事業規程等で定める日までに組合員等負担共済掛金の3分の1に相当する金額を、共済関係の成立した年産の果実の前年産の収穫時期の終了する日以前で事業規程等で定める日までにその残額を払い込ませるものとする。

3 共済掛金が増額された場合の払込期限

第15節のオの規定による異動通知の結果、組合員等負担共済掛金が増額された場合は、当該異動に伴い増額された組合員等負担共済掛金の払込期限は、組合等が指定する期日までとする。

4 共済掛金が減額された場合の返還

第15節のオの規定による異動通知の結果、組合員等負担共済掛金が減額された場合は、当該異動に伴い減額された組合員等負担共済掛金は、遅滞なく、組合員等に返還する。

第 2 都道府県連合会への保険料等の払込期限

1 保険料の払込期限

都道府県連合会に払い込む保険料の払込期限は、会員たる組合等の事業規程等で定める共済掛金払込日（共済掛金が分割して会員に払い込まれる場合にあっては、それぞれの共済掛金払込期日）後2週間以内とする。

2 事務費賦課金の払込期限

都道府県連合会に払い込む事務費賦課金の払込期限は、都道府県連合会の総会で定める日とする。

第13節 共済掛金等に関する権利の消滅時効

組合員等負担共済掛金、保険料、再保険料若しくは事務費賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、共済掛金、保険料若しくは再保険料の返還又は払戻しを受ける権利及び共済金、保険金若しくは再保険金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

第14節 共済掛金等の相殺の制限

- (1) 組合員等は、組合等に支払うべき共済掛金及び事務費賦課金について相殺をもって組合等に対抗することができない。
- (2) 特定組合等以外の組合等は、都道府県連合会に支払うべき保険料及び事務費賦課金について相殺をもって都道府県連合会に対抗することができない。
- (3) 特定組合等及び都道府県連合会は、政府に支払うべき保険料又は再保険料について相殺をもって政府に対抗することができない。

第15節 異動通知

組合等は、組合員等に対し、組合員等の共済目的に次の異動を生じたときは、遅滞なく、その旨を組合等に通知させるものとする。

ア 共済目的の譲渡し、伐倒又は高接ぎ

イ パインアップルの開花促進処理に関する計画の変更（その変更により果実の年産の変更が生ずるものに限る。）

ウ 共済目的が他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更

エ 収穫共済の共済関係について全相殺減収方式、全相殺品質方式又は災害収入共済方式を選択する場合にあっては、当該共済関係に係る果樹に係る果実の出荷計画の変更

オ 加入申込書又は変更届出書に記載した事項の変更

第16節 危険の減少

共済関係、保険関係又は再保険関係の成立後に、当該共済関係、保険関係又は再保険関係により填補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、組合員等にあつては組合等、特定組合等以外の組合等にあつては都道府県連合会、特定組合等及び都道府県連合会にあつては政府に対し、将来に向かって、共済掛金、保険料又は再保険料について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金、保険料又は再保険料に至るまでの減額を請求することができる。

第17節 共済関係の存続

- (1) 組合等との間に共済関係の存する者が、住所を移転したこと（果樹共済資格団体にあっては、その構成員が住所を移転したこと）により加入資格者でなくなった場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に組合等の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。
- (2) 組合等は、正当な理由がなければ、(1)の承諾を拒むことができない。

第18節 共済関係に関する権利義務の承継

- (1) 共済目的の譲受人（果樹共済資格団体の構成員が共済目的を譲り受けた場合にあっては、当該果樹共済資格団体。以下同じ。）は、組合等の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人（果樹共済資格団体の構成員が共済目的を譲り渡した場合にあっては、当該果樹共済資格団体）の有する権利義務を承継することができる。
- (2) 権利義務の承継は、その承諾の時（共済目的の譲受けの前に承諾があった場合は、譲受けの時）からその効力を生ずる。

第19節 業務の委託

組合等は、組合員等負担共済掛金及び事務費賦課金の徴収に係る事務（督促を除く。）、損害防止のため必要な施設に係る事務、果樹共済の加入申込書等の受理に係る事務、果実の収穫量、品質及び価格の調査に係る事務並びに共済金の支払に係る事務（当該共済金に係る損害の額の認定に係るものを除く。）を事業規程等で定める農業協同組合、農業協同組合連合会又は規則第71条に規定する金融機関に委託することができるものとする。

第2章 引受事務

第1節 組合等の引受事務

第1 果樹共済掛金率等一覧表の備置き

- (1) 組合等は、果樹共済の共済掛金率、共済掛金率のうち組合員等が負担する部分の率、果実のキログラム当たり価額等を記載した果樹共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。
- (2) 組合等は、共済目的の種類ごとに、毎年、申込期間が開始する日の10日前までに、(1)の事項を公告しなければならない。
- (3) 組合等は、加入資格者から請求があったときは、いつでも、(1)の果樹共済掛金率等一覧表の閲覧に応じなければならない。

第2 園地台帳の作成

- (1) 組合等は、事業規程等で定める申込期間の終了時まで、新たに果樹共済への加入が見込まれる者の樹園地の全部について、共済目的の種類ごとに、次の事項（半相殺方式にあつては、植栽図及び次の事項）を記載した園地台帳（様式例第5号）を作成するものとする。

ただし、植栽図については、同一樹園地に同一品種又は同一の細区分に属する品種が植栽されている場合等、損害評価において抜取調査が適正にできると認められるときは、省略することができる。

この場合において、特定組合等以外の組合等は、都道府県連合会と協議するものとする。

ア 共済目的の種類

イ 品種名、所在地（地名地番）、栽培面積、樹齢別植栽本数

ウ 樹園地の状況

エ 肥培管理の状況

オ 果樹の状況

（ア）樹体の損害状況

（イ）高接ぎの状況

- (2) 組合等は、園地台帳の作成に当たっては、必要に応じ農業協同組合その他の関係団体等の協力を得るものとする。
- (3) 組合等は、毎年、加入申込書に基づき、(1)により作成した園地台帳を補正するものとする。補正に当たっては、必要に応じて聞取調査又は現地調査を行うものとする。

第3 加入申込書等

1 加入申込書及び変更届出書

- (1) 組合等は、毎年、事業規程等で定める申込期間開始日の前日までに、加入資格者に対して加入申込書（様式例第6号）を配布するとともに、事業規程等で定める申込期間内に、果樹共済の申込みをしようとする者に加入申込書を提出させるものとする。
- (2) 自動継続特約を付した共済関係が成立している者に対しては、前年産の共済関係の内容を記した「変更届出書」（様式例第6号）を事前に配布するとともに、事業規程等で定める申込期間内に、前年からの変更事項を記入した当該変更届出書を提出させるものとする。
- (3) 果樹共済資格団体の加入申込みについては、果樹共済資格団体としての要件を満たさない場合に、改めて個人での申込みができるよう、事業規程等で定める申込期間の終了日より前に提出予定の加入申込書を確認する期間を設けるものとする。

- (4) 第1章第4節第1の(1)のアからオまでに該当する果樹があるときは、当該樹園地ごとに、加入申込書又は変更届出書の備考欄にその事由を記載して提出させるものとする。

2 加入申込書等提出後の異動通知

組合等は、組合員等に対し、加入申込書又は変更届出書の提出後に第1章第15節に掲げる異動があったときは、遅滞なくその旨を組合等に通知するよう、加入申込書又は変更届出書の提出時等に周知するものとする。

第4 その他の提出書類

1 自動継続特約申込書

組合等は、果樹共済の申込みに際し、共済関係に自動継続特約を付す旨の申出をしようとする者に、自動継続特約申込書（様式第7号）を提出させるものとする。

2 全相殺減収方式、全相殺品質方式又は災害収入共済方式を選択する場合に必要な書類

- (1) 組合等は、出荷資料を用いて全相殺減収方式、全相殺品質方式又は災害収入共済方式を選択する申込者及び当該出荷資料に係る出荷団体等に、次の書類を提出させるものとする。

ア 出荷団体等が提出する書類

出荷団体等が保管する帳簿、伝票その他必要な資料の写し

イ 申込者が提出する書類

出荷団体等がアの書類を組合等に提出することに同意している旨の申告書（加入申込書又は変更届出書で申告）

- (2) 組合等は、青色申告書等を用いて全相殺減収方式、全相殺品質方式又は災害収入共済方式に加入しようとする申込者に、次の書類を提出させるものとする。

ア 個人の場合

次のいずれかの書類

(ア) 農産物受払帳（農産物を収穫したときに、その年月日、農産物の種類、数量等を記載し、販売、自家消費等があったときに、その取引年月日、取引先、農産物の種類、数量、金額等を記載する帳簿をいう。）の写し及び収穫量の類区分等別内訳書（様式例第8-1号）

(イ) 所得税の確定申告書（第一表）の写し、所得税青色申告決算書（農業所得用）の損益計算書及び収入金額の内訳の写し並びに販売金額等の品目別内訳書（様式例第8-2号）

イ 法人の場合

法人税確定申告書（別表一及び別表四）の写し、損益計算書及び販売金額等の品目別内訳書（様式例第８－２号）

- (3) 組合等は、確定申告関係書類を用いて全相殺減収方式に加入しようとする申込者に、次の書類を提出させるものとする。

ア 個人の場合

次の（ア）から（ウ）までのすべての書類

（ア）収支内訳書（農業所得用）の写し

（イ）農産物の収穫に関する事項を記載した帳簿（農産物を収穫したときに、その年月日、農産物の種類、数量等を記載し、又は記録した帳簿をいう。）の写し

（ウ）販売金額等の品目別内訳書（様式例第８－２号）

イ 法人の場合

次の（ア）から（オ）までのすべての書類

（ア）法人税確定申告書（別表一及び別表四）の写し

（イ）損益計算書

（ウ）棚卸表（当事業年度及び前事業年度に係るもの）

（エ）農産物の売上げに関する事項を記載した帳簿（農産物を取引したときに、その年月日、売上先、農産物の種類、数量等を記載し、又は記録した帳簿をいう。）の写し

（オ）販売金額等の品目別内訳書（様式例第８－２号）

- 3 組合等は、「みどりの食料システム戦略」（令和３年５月１２日農林水産省みどりの食料システム戦略本部決定）に掲げる環境負荷低減の取組を推進するため、「【農業経営体向け】環境負荷低減のチェックシート」（様式第８－３号）に、当該申込み又は変更届出をする年及びその前年の取組についてチェックをした上で、加入申込書又は変更届出書と併せて提出することに努めるよう申込者に依頼するものとする。ただし、農業共済事業の申込み若しくは変更届出又は農業経営収入保険事業の加入申込みにおいて、同一年分の取組に係るチェックシートを既に提出している場合は、この限りではない。

第５ 加入申込書等の審査

1 加入資格の審査

組合等は、次の事項の該当の有無について、加入申込書又は変更届出書（エにあつては、加入申込書又は変更届出書及び第４の２の書類）に基づき審査を行う。

ア 果樹共済の加入資格者であること。

イ 加入申込みに係る果樹が、その者の申し込むことができるものの全てであるこ

と。

ウ 農業共済資格団体として加入する場合は、次の要件を満たした規約を定めていること。

(ア) 規約に次に掲げる事項が規定されていること。

- a 目的
- b 共済掛金の分担及び共済金の配分の方法
- c 代表者
- d 代表権の範囲
- e 団体の意思決定機関及びその決定方法

(イ) 規約が次に掲げる基準を満たしていること。

- a 構成員の農業経営の安定を図り、農業の健全な発展に資することをその目的に含んでいること。
- b 共済掛金の分担及び共済金の配分の方法が均衡を欠くものでないこと。
- c 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
- d 当該団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

エ 全相殺減収方式、全相殺品質方式又は災害収入共済方式を選択する場合にあつては、全相殺減収方式資格者、全相殺品質方式・災害収入共済方式資格者であること。

オ 当該申込みに係る果樹の類区分ごとの栽培面積が規則第118条第5項の事業規程等で定める基準に達していること。

2 加入申込書等の審査

(1) 組合等は、加入申込書又は変更届出書が提出されたときは、園地台帳、出荷実績等により、次のとおりその内容の審査を行う。

ア 樹園地の地名地番の誤記、申告漏れ、架空申告の有無等を過去の引受実績等により審査する。

イ 防災施設割引の申告がある場合は、防災施設を用いて栽培される果樹及び防災施設割引の対象の該当の有無を審査する。

ウ 申込者から第1章第4節第1の(1)のアからオまでに該当する旨の申出のあった果樹については、その該当の有無を審査する。

(2) 組合等は、(1)による審査の結果、加入申込書又は変更届出書の内容について疑義がある場合その他不備があると思われる場合には、損害評価会の委員、損害評価員、共済連絡員等の協力を得て、聞取調査等の方法により、栽培の実態を正確に把握し、不備があるときは、その加入申込書又は変更届出書を提出した者に対し、事実を明示して加入申込書又は変更届出書の訂正を行わせるものとする。

第6 引受けの確定及び加入の承諾又は不承諾の決定通知

- (1) 組合等は、第5の審査結果を踏まえて、当該果樹共済の共済責任期間の開始前までに、当該申込みを承諾するかどうかを決定し、引受けを確定する。
- (2) 組合等は、当該共済責任期間の開始前までに、当該申込みを承諾しない場合は申込者にその旨を通知し、承諾する場合は加入承諾書兼共済掛金等払込通知書（様式例第9号）により、これを申込者に通知する。
- (3) 第5の2の(2)により、加入申込書又は変更届出書の訂正を求められた者がその訂正に応じないときは、組合等は、当該申込みの承諾を拒むものとする。

第7 加入承諾書兼共済掛金等納入通知書の送付

組合等は、事業規程等で定める掛金の払込期限の前に、組合員等に対し、加入承諾書兼共済掛金等払込通知書（様式例第9号）を送付する。なお、共済掛金及び事務費賦課金の納入後に第12の異動通知等による引受変更により納入すべき共済掛金及び事務費賦課金の額に変更が生じたときは、改めて加入承諾書兼共済掛金等払込通知書（様式例第9号）を送付し、速やかに、既徴収済額との差額の追加納入を求め、又は払戻しを行う。

第8 督促

組合等は、組合員等負担共済掛金を分割により支払う場合において、組合員等が当該分割による第2回目の支払の払込期限が経過してもなお当該期限までに支払うべき組合員等負担共済掛金を支払わないとき、第1章第12節第1の3の増額された組合員等負担共済掛金の払込期限が経過してもなお当該期限までに支払うべき組合員等負担共済掛金を支払わないとき又は払込期限までに事務費賦課金を支払わないときは、督促状により期限を指定して、これを督促するものとする。

第9 延滞金

- (1) 組合等は、第8の場合には、組合員等負担共済掛金又は事務費賦課金を支払わない者から、当該組合員等負担共済掛金又は事務費賦課金の額につき年10.75パーセントの割合で、払込期限の翌日からその完納の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収するものとする。
- (2) 当該組合員等負担共済掛金又は事務費賦課金の金額が2千円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとする。
- (3) (1)及び(2)により計算した金額が1千円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

- (4) 組合等は、特別の事由があると認めるときは、(1)による延滞金を減免することができる。

第10 共済関係に関する権利義務の承継

- (1) 組合等は、第1章第18節の規定による承諾を受けようとする共済目的の譲受人に対し、譲受けの日から2週間以内に、その者の住所（譲受人が法人である場合はその事務所の所在地、譲受人が果樹共済資格団体である場合はその代表権を有する者の住所。以下第10において同じ。）、共済目的の所在地その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて、承諾の申請をさせるものとする。
- (2) 組合等は、譲受人の住所が当該組合等の区域が属する都道府県の区域外にある場合には、(1)の承諾を拒むものとする。
- (3) 組合等は、当該承諾の申請があったときは、遅滞なく、承諾するかどうかを決定して譲受人に通知するものとする。
- (4) 共済目的について相続その他の包括承継があった場合には、これに準じて取り扱うものとする。

第11 農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除

1 共済関係の解除の申出及び承諾

- (1) 組合等は、共済関係の成立後に農業経営収入保険に加入しようとする者から、農業経営収入保険に係る加入申請書の全国連合会への提出に併せて、「農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除申出書」（別添1参照）を当該組合等へ提出させるものとする。
- (2) 組合等は、(1)により共済関係を解除するときは、共済関係の解除の通知を、当該組合員等と全国連合会との間で農業経営収入保険の保険関係が成立した後「農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除通知書兼共済掛金等返還通知書」（別添2参照）により行うものとする。
- (3) 農業経営収入保険の保険関係の成立状況の確認は、農業経営収入保険に移行する組合員等からの同意を得て、全国連合会から情報を入手して行うものとする。

2 共済掛金及び事務費賦課金の返還

組合等は、共済関係の成立後に農業経営収入保険に移行する組合員等に対し、共済関係の解除の日（個人にあつては12月31日、法人にあつては事業年度開始日の前日）の翌日以後に共済責任期間が終了するものについては、事業規程等の定めにより組合員等が支払った共済掛金の全額及び事務費賦課金の一部又は全額を返還するものとする。

第12 異動通知等による引受変更等

1 加入申込書等の誤り等による異動通知

- (1) 組合等は、第6の引受けの確定後において、加入申込書又は変更届出書の記載事項に誤り等を発見したときは、組合員等に対し、事実を示して異動通知を行わせるものとする。
- (2) 組合等は、組合員等から(1)の異動通知があったときは、第5に準じて審査するものとする。
- (3) 組合等は、半相殺減収総合短縮方式以外の収穫共済並びに樹体共済において、組合員等から次の事由に該当する異動通知があった場合は、第5に準じて審査するとともに、組合員等負担共済掛金の差額を算定し、当該差額を返還し、又は追徴することができる。

ア 国又は地方公共団体の助成をうけて園地造成、区画整理等の事業が行われ、それに伴って果樹が伐倒された場合

イ 鉄道、道路等の公共施設の用地として買収された場合

ウ 都道府県、市町村又は農業協同組合等の農業団体の指導に基づき改植又は高接栽培を行った場合

エ 樹体の健全化を図るためビニールハウス栽培から露地栽培へ変更した場合

オ パインアップルの開花処理計画の変更に伴い果実の年産に異動を生じた場合

カ その他、アからオまでに準ずるもので都道府県知事の承諾を受けた場合

キ 規則第127条第5号の防災施設をする場合

- (4) 組合員等負担共済掛金の差額は、次のとおりとする。なお、共済責任期間及び経過期間の月の計算は、1か月に満たない場合は切り上げて1か月とする。

ア (3)のアからウまで、カ及びキの事由に該当する場合は、栽培面積について、月単位の期間計算により未経過期間（共済責任期間－経過期間）に相当する組合員等負担共済掛金とする。

イ (3)のエの事由に該当する場合は、変更前の組合員等負担掛金のうち未経過期間に相当する部分の額と、変更後の組合員等負担掛金のうち未経過期間に相当する部分の額との差額とする。

ウ (3)のオの事由に該当する場合は、実行処理本数又は栽培面積に基づき引受内容を再確定し、組合員等負担共済掛金の確定額と再確定額との差額とする。

2 引受けの再確定

組合等は、1の(2)及び(3)の審査結果に基づいて、組合員等ごとの引受けを再確定するものとする。

第13 引受通知書の作成及び提出

1 引受通知書

- (1) 特定組合等以外の組合等は、都道府県連合会の定める期日までに、引受内容を果樹連合会保険区分ごとに取りまとめて引受通知書を作成し、都道府県連合会に提出しなければならない（様式第11－1号、様式12－1号及び様式13－1号）。
- (2) 特定組合等は、負担金交付区分ごとに、当該区分に属する共済目的の種類に係る事業規程等で定める最後の共済掛金払込期限（分納の第2回目の払込期限及び延納の払込期限を除く。）の1か月後までに、引受内容を共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごとに取りまとめて引受通知書を作成し、農林水産大臣に提出するとともに（様式11－2号、様式12－2号及び様式13－2号）、一の都道府県の区域をその区域とする特定組合等にあつてはその写しを都道府県知事に送付しなければならない。

2 引受通知書の変更

組合等は、既に提出した引受通知書の記載事項に変更を生じたときは、月ごとに取りまとめて改めて引受通知書を作成し、変更理由を明記した書面を添付して、特定組合等以外の組合等にあつては翌月の15日までに都道府県連合会に、特定組合等にあつては翌月末までに農林水産大臣に提出しなければならない。

第2節 都道府県連合会の引受事務

第1 組合等ごとの引受けの確定

1 引受通知書の提出

都道府県連合会は、第1節第13の1の（1）による会員たる組合等からの引受通知書の提出期日をあらかじめ定め、当該組合等に対して、この期日までに引受通知書を提出させるものとする。

2 引受けの確定

- (1) 都道府県連合会は、会員たる組合等から提出された引受通知書に基づいて、その内容を審査検討の上、当該組合等の引受けの確定をするものとする。この場合において、引受戸数、引受面積、引受本数、標準収穫量、基準生産金額又は共済価額に前年産引受実績に比べ著しい増減があつて、その理由が明確でないものその他その内容に疑義があるものについては、当該組合等に照会し、場合によっては実態調査を行わせるものとし、不備があるものについては訂正させるものとする。
- (2) 都道府県連合会は、（1）による引受けの確定をするに当たって、現地において実態を調査する必要があると認めたときは、都道府県知事に連絡の上、場合

によっては協力を要請して、当該組合等の引受事務の処理状況を調査し、適正な引受けにつき指導するものとする。

第2 保険関係成立時の書面交付

- (1) 都道府県連合会は、果樹共済に係る保険関係が成立した場合であって、会員たる組合等が次に掲げる事項を記載した書面の交付を求めたときは、遅滞なく、当該組合等に対し、当該書面を交付しなければならない。

ア 都道府県連合会の名称

イ 会員たる組合等の名称

ウ 保険事故

エ 保険責任期間の始期及び終期

オ 保険金額

カ 保険目的を特定するために必要な事項

キ 保険料及び事務費賦課金並びにその支払の方法

ク 次に掲げる通知すべき事項

(ア) 共済事故が発生したこと。

(イ) 引受通知書により通知した事項に変更を生じたこと。

(ウ) 保険金の支払を受けるべき損害があると認めたこと。

(エ) 収穫期において共済目的の種類ごとの損害が確定するに至ったこと。

(オ) 当該事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、当該会計年度。以下同じ。）の前事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、前会計年度。以下同じ。）において、果樹共済について法第126条後段の費用及び法第127条の施設をするのに必要な費用として支払った金額に、当該事業年度の前事業年度の果樹責任保険歩合（令第24条第1項第2号の果樹責任保険歩合をいう。）を果樹連合会保険区分ごとの当該事業年度の前事業年度の共済掛金の合計金額により加重平均して得た率を乗じて得た金額

ケ 保険関係の成立年月日

コ 書面を作成した年月日

- (2) (1) の書面には、都道府県連合会会長理事が署名し、又は記名押印しなければならない。

第3 保険料等の徴収方法

保険料及び事務費賦課金を会員たる組合等から徴収するときは、都道府県連合会は当該組合等に対し、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもって告知するものとする。

なお、保険料等の納入後に栽培面積の変更等により納入すべき保険料等の額に変

更が生じたときは、改めて払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもって告知し、速やかに既徴収済額との差額の追加納入を求め、又は払戻しを行う。

第4 督促

都道府県連合会は、会員たる組合等が払込期限までに保険料又は事務費賦課金を支払わないときは、督促状により、期限を指定して、これを督促するものとする。

第5 延滞金

- (1) 都道府県連合会は、保険料（共済掛金が分納される場合にあっては、その払込みがあるごとに、保険料に分割払込額の共済掛金に対する割合を乗じて得た金額。以下第5において同じ。）又は事務費賦課金を支払わない会員たる組合等から、当該保険料又は事務費賦課金の額につき年10.75パーセントの割合で、払込期限の翌日からその完納の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収するものとする。
- (2) 滞納に係る保険料又は事務費賦課金の金額が2千円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとする。
- (3) (1) 及び (2) により計算した金額が1千円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (4) 都道府県連合会は、特別の事由があると認めるときは、(1) による延滞金を減免することができる。

第6 組合等ごとの引受けの再確定

都道府県連合会は、第1の2により会員たる組合等ごとの引受けの確定をした後において、組合等から第1節第13の2により変更された引受通知書が提出された場合には、第1の2に準じて組合等ごとの引受けの再確定をするものとする。

第7 再保険引受通知書の作成及び提出

- (1) 都道府県連合会は、会員たる組合等ごとの引受内容を再保険引受通知書（様式第14号、同第15号又は同第16号）として、共済目的の種類ごと及び収獲共済区分ごとにとりまとめ、当該組合等の引受通知書の写しを添付して、会員たる組合等の事業規程等で定める当該共済目的の種類に係る最後の共済掛金払込期限（分納の第2回目の払込期限及び延納の払込期限を除く。）の1か月後までに、負担金

交付区分ごとに農林水産大臣に提出しなければならない。

- (2) 都道府県連合会は、組合等から第1節第13の2により変更された引受通知書が提出されたときは、遅滞なく、改めて再保険引受通知書を作成し、その変更に係る組合等の引受通知書の写し、変更に係る組合等ごとに、その理由を明記した書面を添付して速やかに農林水産大臣に提出しなければならない。
- (3) 都道府県連合会は、1及び2により再保険引受通知書を農林水産大臣に提出するときは、同時にその写しを都道府県知事に送付するものとする。

[別表]樹齢区分別換算係数

樹 体 共 済 の 共 済 目 的 の 種 類 等																															
うんしゅう みかん		なつみかん		いよかん		かんきつ類の果樹 (うんしゅうみかん、なつ みかん及びいよかんを 除く。)		りんご		ぶどう		なし		もも		おうとう		びわ		かき		くり		うめ		すもも		キウイ フルーツ			
樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数		
～5年	9.1	～10年	8.3	～5年	6.6	～5年	6.6	～5年	7.9	～5年	2.0	～5年	6.0	～5年	2.7	～10年	6.5	～5年	9.9	～5年	10.1	～5年	6.7	～5年	4.0	～5年	2.6	～5年	2.5		
6年～10年	7.4	11年～15年	8.1	6年～10年	10.6	6年～10年	10.6	6年～10年	4.6	6年～10年	4.8	6年～10年	6.7	6年～10年	4.3	11年～15年	4.6	6年～10年	7.1	6年～10年	7.2	6年～10年	5.1	6年～10年	7.3	6年～10年	5.8	6年～15年	6.6		
11年～15年	5.8	16年～35年	8.0	11年～15年	9.2	11年～15年	9.2	11年～15年	6.2	11年～15年	5.0	11年～20年	6.8	11年～15年	2.9	16年～25年	4.5	11年～15年	6.2	11年～15年	7.1	11年～15年	5.6	11年～15年	7.6	11年～15年	6.1	16年～20年	5.4		
16年～20年	5.4	36年～40年	6.8	16年～20年	8.8	16年～20年	8.8	16年～20年	6.7	16年～20年	5.1	21年～25年	6.1	16年～20年	2.3	26年～30年	3.0	16年～30年	5.9	16年～30年	7.0	16年～20年	4.5	16年～20年	7.7	16年～20年	4.3	21年～25年	4.3		
21年～30年	5.1	41年～45年	5.6	21年～25年	8.7	21年～25年	8.7	21年～30年	6.9	21年～25年	4.0	26年～30年	5.3	21年～25年	1.0	31年～35年	2.1	31年～35年	4.6	31年～35年	6.1	21年～25年	3.0	21年～25年	6.4	21年～25年	2.7	26年～30年	2.8		
31年～35年	5.0	46年～50年	4.3	26年～30年	7.3	26年～30年	7.3	31年～35年	6.2	26年～30年	2.7	31年～35年	4.1	26年以上	0.3	36年～40年	1.1	36年～40年	2.8	36年～40年	5.1	26年～30年	1.3	26年～30年	5.3	26年～30年	1.4	31年～35年	1.1		
36年～40年	4.3	51年～55年	2.8	31年～35年	6.0	31年～35年	6.0	36年～40年	5.3	31年～35年	1.1	36年～40年	2.8	41年以上		41年以上	0.4	41年～45年	1.2	41年～45年	4.6	31年以上	0.5	31年～35年	4.4	31年以上	0.5	36年以上	0.4		
41年～45年	3.6	56年～60年	1.3	36年～40年	4.7	36年～40年	4.7	41年～45年	4.4	36年以上	0.4	41年～45年	1.1			46年以上		46年以上	0.4	46年～50年	3.8	46年以上		36年～40年	2.9						
46年～50年	2.6	61年以上	0.4	41年～45年	3.3	41年～45年	3.3	46年～50年	3.3	46年以上		46年以上	0.4					51年～55年	2.6	41年～45年	1.1										
51年～55年	1.7			46年～50年	1.3	46年～50年	1.3	51年～55年	2.3											56年～60年	1.0			46年以上	0.4						
56年～60年	0.8					51年以上	0.4	51年以上	0.4	56年～60年	0.9															61年以上	0.4				
61年以上	0.3									61年以上	0.3																				

書 類 様 式 目 録

	書 類 名	様 式 番 号	提 出 先	提 出 期 限
組 合 員 等	果樹共済加入申込書兼変更届出書	様式例第6号	組合等	組合等の事業規程等に定めた期日
	果樹共済 自動継続特約申込書	様式例第7号	同上	同上
	収穫量の類区分等別内訳書	様式例第8-1号	同上	同上
	販売金額等の品目別内訳書	様式例第8-2号	同上	同上
	【農業経営体向け】環境負荷低減のチェックシート	様式例第8-3号	同上	
	農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除申出書	別添1	同上	農業経営収入保険に係る加入申込書提出時
組 合 等	年産別標準収量表(案)(半相殺方式・地域インデックス方式)	様式第1号	都道府県等	作成したとき
	標準収分量グラフ(案)(半相殺方式)	様式第2号	都道府県等	同上
	園地台帳兼植栽図	様式例第5号		
	加入承諾書兼共済掛金等払込通知書	様式例第9号		
	農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除通知書兼共済掛金等返還通知書	別添2		
	果樹共済引受通知書(収穫共済のうち災害収入共済方式以外)【特定組合等以外の組合】	様式第11-1号	都道府県連合会、都道府県(連合会経由)、農林水産省(連合会経由)	都道府県連合会の定めた期日
	果樹共済引受通知書(収穫共済のうち災害収入共済方式以外)【特定組合等】	様式第11-2号	農林水産省、都道府県(1の都道府県の区域をその区域とする特定組合に限る。)	特定組合等の事業規定で定める負担金交付区分中の当該共済目的の種類に係る最後の共済掛金払込期限(分納の第2回目の払込期限及び延納の払込期限に係るものを除く。)の1か月後
	果樹共済引受通知書(収穫共済のうち災害収入共済方式)【特定組合等以外の組合】	様式第12-1号	都道府県連合会、都道府県(連合会経由)、農林水産省(連合会経由)	都道府県連合会の定めた期日
	果樹共済引受通知書(収穫共済のうち災害収入共済方式)【特定組合等】	様式第12-2号	農林水産省、都道府県(1の都道府県の区域をその区域とする特定組合に限る。)	特定組合等の事業規定で定める当該共済目的の種類及び収穫共済区分に係る最後の共済掛金払込期限(延納に係るものを除く。)の1か月後
	果樹共済引受通知書(樹体共済)【特定組合等以外の組合】	様式第13-1号	都道府県連合会、都道府県(連合会経由)、農林水産省(連合会経由)	都道府県連合会の定めた期日
都 道 府 県 連 合 会	果樹共済再保険引受通知書(収穫共済のうち災害収入共済方式以外)	様式第14号	都道府県、農林水産省	負担金交付金区分ごとに、会員たる組合等の事業規程等で定める当該共済目的の種類に係る最後の共済掛金払込期限(分納の第2回目の払込期限及び延納の払込期限に係るものを除く。)の1か月後
	果樹共済再保険引受通知書(収穫共済のうち災害収入共済方式)	様式第15号	同上	
	果樹共済再保険引受通知書(樹体共済)	様式第16号	同上	

書 類 様 式 目 録

	書 類 名	様 式 番 号	提 出 先	提 出 期 限
都 道 府 県	年産別標準収量表(半相殺方式・地域インデックス方式)	様式第1号	農林水産省、都道府県連合会及び組合等は通知	作成したとき
	標準収量表グラフ(半相殺方式)	様式第2号	同上	同上
	組合等別平均単位当たり収穫量算出表	様式第3-1号	—	—
	平均規格外品数量割合算出表	様式第3-2号	—	—
	組合等別10アール当たり収穫量決定報告書	様式第4号	農林水産省	作成したとき

注 様式第10号については、欠番となっている。

年産別標準収量表(令和 年産)(半相殺方式・地域インデックス方式)

収穫共済区分		合併識別コード		共済目的の種類		類区分		通知単収		年産別適用係数		組合等番号		組合等名		
番号	樹齢 項目															合計 (平均)
	10a当たり標準収量(kg)															
	1本当たり標準収量(kg)															
	10a当たり植栽本数(本)															
	結果樹面積(a)															
	推定収量(kg)															
	推定植栽本数(本)															
	10a当たり標準収量(kg)															
	1本当たり標準収量(kg)															
	10a当たり植栽本数(本)															
	結果樹面積(a)															
	推定収量(kg)															
	推定植栽本数(本)															
	10a当たり標準収量(kg)															
	1本当たり標準収量(kg)															
	10a当たり植栽本数(本)															
	結果樹面積(a)															
	推定収量(kg)															
	推定植栽本数(本)															
	10a当たり標準収量(kg)															
	1本当たり標準収量(kg)															
	10a当たり植栽本数(本)															
	結果樹面積(a)															
	推定収量(kg)															
	推定植栽本数(本)															
	10a当たり標準収量(kg)															
	1本当たり標準収量(kg)															
	10a当たり植栽本数(本)															
	結果樹面積(a)															
	推定収量(kg)															
	推定植栽本数(本)															

作成年月日	
-------	--

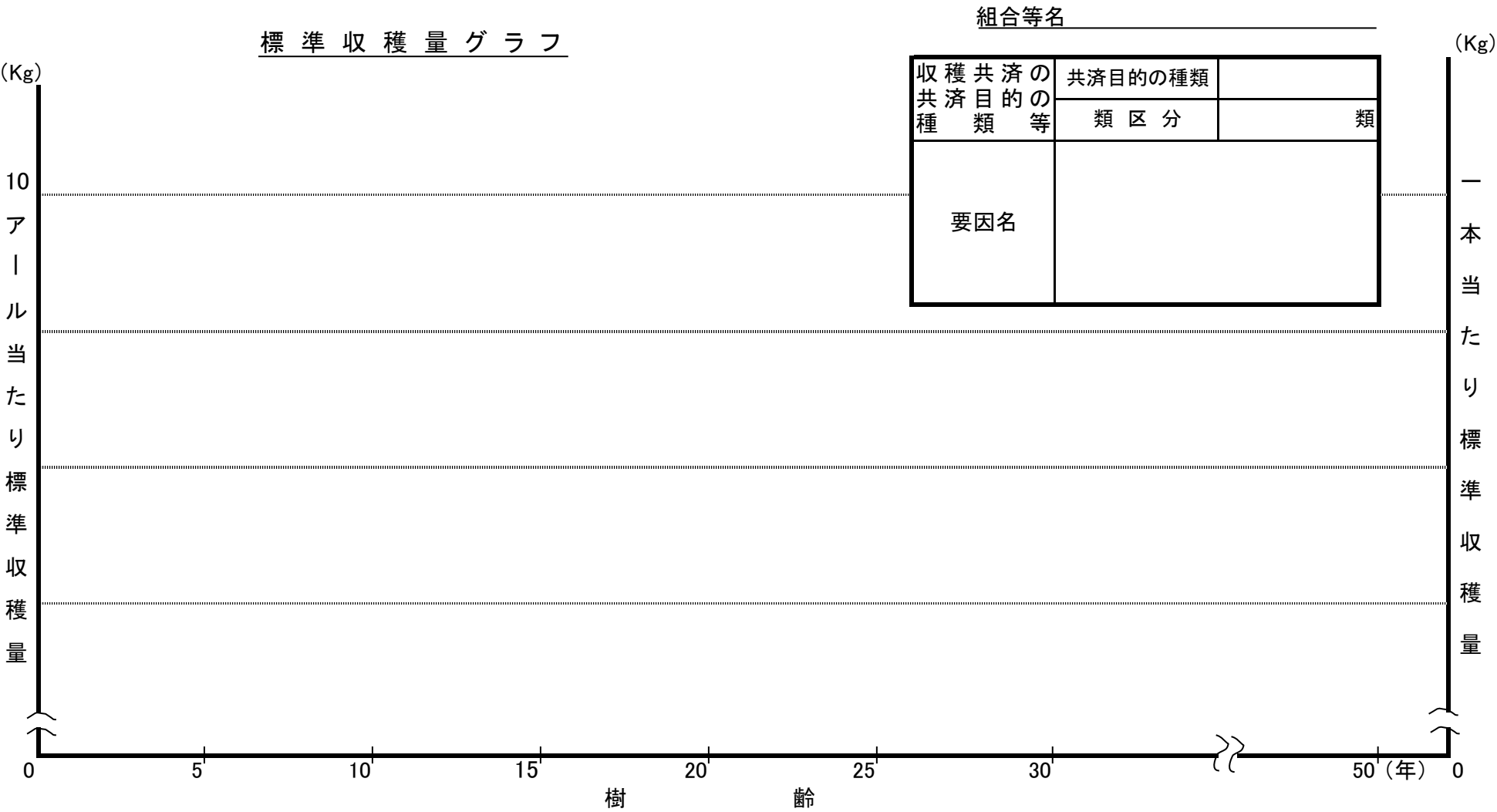
注 意

〔半相殺方式〕

- (1) この標準収量表は、類区分ごとに作成すること。ただし、同一の類区分たる果樹であっても品種、組合等の区域を分けた地域又は栽培条件(地形等)、植栽形態(密植栽培、わい化栽培等)等の要因により平均単位当たり収量に格差があると認められるときは、その要因別に標準収量表を作成すること。
- (2) 樹齢の刻みは、樹齢ごとの単位当たり収量の格差を勘案して設定するものとするが、おおむね成長期は、1年、盛果期は3～5年、衰退期は1～3年を標準とすること。
- (3) 作成した要因別標準収量表ごとに、標準収量グラフ(様式第2号)を添付すること。
- (4) 標準収量表は、引受要綱の第1章第8節第5の2の(2)に基づき、決定したときに農林水産省経営局長に報告すること。(通知単収及び年産別適用係数欄を斜線とし、年産別及び(令和 年産)を二本線で消し、年産別適用係数を適用するものとする。)

〔地域インデックス方式〕

- (1) この標準収量表は、収穫共済の類区分ごと及び統計単位地域ごとに作成すること。
- (2) 標準収量表は、引受要綱の第1章第8節第6の(3)に基づき、決定したときに農林水産省経営局長に報告すること。(通知単収及び年産別適用係数欄を斜線とし、年産別及び(令和 年産)を二本線で消すこと。



- (注意)
- 1 この標準収穫量グラフは、要因別の標準収量表ごとに作成すること。
 - 2 樹齢の刻みは、1年とする。

令和 年産()組合等別平均単位当たり収穫量算出表

類		果樹に関する資料の10a当たり収穫量								引受要綱第1章第8節第7の1の(1)のウの規格外品調整係数	平均10a当たり収穫量	引受要綱第1章第8節第7の1の(1)の力による平均10a当たり収穫量	年産果樹に関する資料による結果樹面積	左の加重値	引受面積		備 考
	組合等名	年産	年産	年産	年産	年産	年産	左の○年中中庸○か年平均	①	②	③=①×②	④	⑤	⑥=③×⑤又は④×⑤	⑦	⑧=⑦÷⑤	
		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg									
実施組合等																	
	計 (平均)									Σ⑥÷Σ⑤			Σ⑤	Σ⑥	Σ⑦		
未実施組合等																	
	計 (平均)									Σ⑥÷Σ⑤			Σ⑤	Σ⑥	Σ⑦		
類計 (平均)										ΣΣ⑥÷ΣΣ⑤			ΣΣ⑤	ΣΣ⑥	ΣΣ⑦		

- 注意 1 この様式は、類区分ごとに作成すること。
- 2 ①には、全組合等について同一の基準（5中3（隔年結果のある樹種については6中4））にしたがって算出した平均値を記入すること。
- 3 ②の規格外品調整係数は、引受要綱第1章第8節第7の1の(1)のウの規定により算出すること。
- 4 ④の平均10a当たり収穫量は、引受要綱第1章第8節第7の1の(1)の力の規定により算出すること。
- 5 ⑦には、最近年度の実績を記入すること。
- 6 非実施組合等の②欄には、実施組合等の引受面積を加重平均して算出した平均値を記入すること。
- 7 果樹に関する資料が得られない場合は、前年同数とするか又は都道府県単位の伸び率等を勘案して算出すること。なお、この場合は、備考欄に算出方法を記入すること。

平均規格外品数量割合算出表

共済目的の種類		類区分								
組合 等名	収獲共済 区分及び 補償割合	年 産		年産	年産	年産	年産	年産	年産	平 均
		項	目							
		引受面積 (a)	①							
		○割超過被害組合員等の 被害樹園地の面積 (a)	②							
		面積被害率 (②÷①)	③							
		換算係数	④							
		規格外品数量割合 ((1 - 1 ÷ ④) × ③)	⑤							
		引受面積 (a)	①							
		○割超過被害組合員等の 被害樹園地の面積 (a)	②							
		面積被害率 (②÷①)	③							
		換算係数	④							
		規格外品数量割合 ((1 - 1 ÷ ④) × ③)	⑤							
		引受面積 (a)	①							
		○割超過被害組合員等の 被害樹園地の面積 (a)	②							
		面積被害率 (②÷①)	③							
		換算係数	④							
		規格外品数量割合 ((1 - 1 ÷ ④) × ③)	⑤							
		引受面積 (a)	①							
		○割超過被害組合員等の 被害樹園地の面積 (a)	②							
		面積被害率 (②÷①)	③							
		換算係数	④							
		規格外品数量割合 ((1 - 1 ÷ ④) × ③)	⑤							
		引受面積 (a)	①							
		○割超過被害組合員等の 被害樹園地の面積 (a)	②							
		面積被害率 (②÷①)	③							
		換算係数	④							
		規格外品数量割合 ((1 - 1 ÷ ④) × ③)	⑤							
	平均	平均規格外品数量割合								

- 注意 1 平均規格外品数量割合は、各年産ごとの規格外品数量割合の7か年中中庸5か年の平均値とすること。
 2 ③及び⑤欄は、小数点以下第5位を四捨五入して第4位まで記入すること。

組 合 等 名		区 分															
		類				類				類				類			
		平均10a当 たり収穫量 ①	年産 結果樹面積 ②	見込収穫量 (左の加重値) ③=①×②	決定10a当 たり収穫量 ④=①×(E)	平均10a当 たり収穫量 ①	年産 結果樹面積 ②	見込収穫量 (左の加重値) ③=①×②	決定10a当 たり収穫量 ④=①×(E)	平均10a当 たり収穫量 ①	年産 結果樹面積 ②	見込収穫量 (左の加重値) ③=①×②	決定10a当 たり収穫量 ④=①×(E)	平均10a当 たり収穫量 ①	年産 結果樹面積 ②	見込収穫量 (左の加重値) ③=①×②	決定10a当 たり収穫量 ④=①×(E)
実 施 組 合 等		Kg	a	Kg	Kg	Kg	a	Kg	Kg	Kg	a	Kg	Kg	Kg	a	Kg	Kg
	小計(平均)	$\Sigma ③ \div \Sigma ②$	$\Sigma ②$	$\Sigma ③$		$\Sigma ③ \div \Sigma ②$	$\Sigma ②$	$\Sigma ③$		$\Sigma ③ \div \Sigma ②$	$\Sigma ②$	$\Sigma ③$		$\Sigma ③ \div \Sigma ②$	$\Sigma ②$	$\Sigma ③$	
未 実 施 組 合 等																	
	小計(平均)	$\Sigma ③ \div \Sigma ②$	$\Sigma ②$	$\Sigma ③$		$\Sigma ③ \div \Sigma ②$	$\Sigma ②$	$\Sigma ③$		$\Sigma ③ \div \Sigma ②$	$\Sigma ②$	$\Sigma ③$		$\Sigma ③ \div \Sigma ②$	$\Sigma ②$	$\Sigma ③$	
計(平均)		(B)÷(A)	$\Sigma \Sigma ②=(A)$	$\Sigma \Sigma ③=(B)$		(B)÷(A)	$\Sigma \Sigma ②=(A)$	$\Sigma \Sigma ③=(B)$		(B)÷(A)	$\Sigma \Sigma ②=(A)$	$\Sigma \Sigma ③=(B)$		(B)÷(A)	$\Sigma \Sigma ②=(A)$	$\Sigma \Sigma ③=(B)$	
県(都道府)合計等		結果樹面積 $\Sigma (A)$			見込収穫量 $\Sigma (B)$			平均10a当たり収穫量 (C) (B)÷ $\Sigma (A)$			農林水産省通知10a当たり収穫量 (D)			修正係数 (E) (D)÷(C)			
		a			Kg			Kg			Kg						

注意 (1) ①及び②欄は、様式第3-1号より転記すること。

注意 (1) 幼木を含めた果樹の全部について記入すること。
(2) 樹齢は、園地台帳作成時の樹齢とすること。
(3) 樹園地の状況欄は、傾斜、土質、水はけ等について具体的に記入すること。
(4) 肥培管理の状況欄は、整枝・剪定の状況、施肥の状況、病虫害の発生状況等について具体的に記入すること。
(5) 果樹の状況欄は、樹勢、樹体の損傷、高接ぎ(更新方法、更新後の経過年数)等について具体的に記入すること。

果樹共済加入申込書兼変更届出書

自動継続特約の有無 ☐ ※記入不要

申込(内容確認)年月日 年 月 日 (提出期限 月 日)

〇〇農業共済組合長(〇〇市町村長又は全国農業共済組合連合会会長) 殿

樹種名 について定款及び事業規程(条例)を了知した上、下記により加入申込み(変更の届出)をいたします。

加入申込書記載内容の事項は事実と相違ないこと、申込みできる果樹(樹園地)の全てであること及び既に事故が生じている又はその事故の原因が生じているものでないことを確約します。

なお、全相殺減収方式、全相殺品質方式又は災害収入共済方式に付する果樹については、出荷計画のとおり果実を出荷団体等を通じて共同出荷しています。

1. 申込者(※注3を参照し、記入願います。)

組合員等番号	※記入不要		
(フリガナ)			
氏名			
住所	(〒 -)		
電話			
加入形態	☐ 個人 ☐ 法人 ☐ 果樹共済資格団体		

集計地区		大地区	
地区名		小地区	

2. 引受方式等(※注4を参照し、記入願います。)

	引受方式	支払開始割合・補償割合
類		
類		
類		
類		

樹体共済加入の有無 ☐

共済掛金の分納又は延納申請(申請する場合は、○を記入してください。)

分納を申請する。	☐
延納を申請する。	☐

		年産加入	
		(参考)前回契約時の共済金額	付保割合
収穫共済	類	円	%
	類	円	%
	類	円	%
	類	円	%
樹体共済		円	%

3. 全相殺減収方式、全相殺品質方式又は災害収入共済方式における収穫量の確認方法(※注5を参照し、記入願います。)

類区分	収穫量の確認方法		
	出荷団体等が発行する書類(出荷資料)	青色申告書等	確定申告関係書類

4. 出荷計画(全相殺減収方式、全相殺品質方式又は災害収入共済方式を申し込む場合に記入ください。)(※注6を参照し、記入願います。))

類区分	細区分	品種名	見込収穫量(kg)	見込贈答用等数量(kg)	総見込出荷量(kg)	出荷仕向先別出荷割合(%)		
						仕向先名	仕向先名	仕向先名
合計								

5. 樹園地等情報(※注7を参照し、記入願います。)

類区分	細区分	園地番号	地名地番 耕地番号	品種名	樹齢 (年生)	対象面積 (a)	対象本数 (本)	高接ぎ等	防災施設	植栽形態	備考	園地 条件指数 (ランク)	肥培 管理指数 (ランク)	高接ぎ・樹体の 損傷等による 修正係数

* 出荷団体等が発行する書類(出荷資料)で収穫量を確認する場合の申告事項(確認の上、☐チェックしてください。)

☐ 出荷団体等が、当該申込者が出荷団体等に加工若しくは販売の委託又は売渡しに関する資料(出荷団体が保管する帳簿、伝票その他必要な資料)の写しを、〇〇農業共済組合(〇〇市町村又は全国農業共済組合連合会)に提供することへの同意を得ていることを確約します。

【参考情報】 農業版BCP(事業継続計画書)を策定している場合は、チェックしてください。

☐ 農業版BCPの策定

【記入についてのお願い(注意事項)】

- 注1 加入申込み内容を記載注意に従って記入(確認)の上、提出期限〇月〇日までに〇〇農業共済組合(〇〇市町村又は全国農業共済組合連合会)へ提出願います。
(内容に異動・変更があるときは、該当するところを二重線で消して、その上の余白に正しい文字を、また、記入のない欄については該当事項を記入してください。また、記入後は、記入されている内容を確認し、提出期限〇月〇日までに〇〇農業共済組合(〇〇市町村又は全国農業共済組合連合会へ)提出してください。)
提出後、記入事項に誤りがあった場合、あるいは変更があった場合には速やかに届け出てください。
- 注2 「樹種名」欄には、加入を希望する樹種を記入してください。なお、複数の樹種について加入を希望される場合は、それぞれごとに加入申込書の提出が必要となります。
- 注3 果樹共済資格団体にあっては、「申込者氏名」欄には、団体名と代表者の氏名を記入(例: 〇〇生産組合 代表 〇〇〇〇)し、「住所」欄には、代表者の住所を記入してください。また、「加入形態」欄について「個人」、「法人」及び「果樹共済資格団体」の中から該当するものにチェックしてください。
- 注4 引受方式等欄については、次の要領に従い記入してください。
- (1) 「類区分」及び「引受方式」欄について、別表1及び2から申し込む引受方式を記載してください。

- (2) 「支払開始割合・補償割合」欄について、次の表から申し込む支払開始割合を記載してください。

引受方式	支払開始割合	(参考 補償限度割合)
・全相殺減収方式 ・全相殺品質方式	2割	7割
	3割	6割
	4割	5割
・半相殺減収総合一般方式 ・半相殺減収総合短縮方式	3割	7割
	4割	6割
	5割	5割
・地域インデックス方式	1割	9割
	2割	8割
	3割	7割

引受方式	補償割合
・災害収入共済方式	8割
	7割
	6割

- (3) 「樹体共済加入の有無」欄は、該当する場合は〇を記入してください。
- (4) 「共済掛金の分納又は延納申請」欄については、無記入の場合は通常の納入方法となります。
- (5) 「付保割合」欄の割合については、40%～補償限度割合の範囲で選択してください。
- 注5 全相殺減収方式、全相殺品質方式又は災害収入共済方式を選択した場合には、「全相殺減収方式、全相殺品質方式又は災害収入共済方式における収穫量の確認方法」欄に該当する収穫量の確認方法に「〇」をつけてください。ただし、確定申告関係書類に「〇」をつけることができるのは、全相殺減収方式を選択した場合に限ります。
- 注6 「出荷計画」欄は、全相殺減収方式、全相殺品質方式又は災害収入共済方式で加入を希望する場合に記入してください。
- (1) 「見込贈答用等数量」欄は、見込収穫量のうち、贈答用に仕向けられると見込まれる果実の数量及び自家で消費する果実の数量を記入してください。
- (2) 「出荷仕向先別出荷割合」欄は、仕向先名(農協名等)とその仕向先別の見込出荷量の総見込出荷量に対する割合を記入してください。
- 注7 「樹園地等情報」の各欄は、共済責任期間内に収穫を予定している果樹の全部について太線枠内に必要事項を記入してください。
- (1) 同一の地名地番の樹園地に品種又は樹齢の異なる果樹が植栽されているときは、行を分けてそれぞれ別に記入し、「対象面積」欄以降はそれぞれの行に対応した値等を記入してください。
- (2) 対象面積に0.1アール未満の端数が生じる場合は小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入してください。
- (3) 「高接ぎ等」欄には、高接ぎ更新中の果樹又は樹体の損傷を受けた果樹がある場合にその旨を記入し、「備考」欄に更新方法及び更新後の経過年数又は樹体の損傷程度及び損傷後の経過年数を記入してください。
- (4) 「防災施設」欄には、次の該当施設を設置している場合にその施設名を記入してください。
りんご(防風ネット、多目的ネット、防霜ファン)、ぶどう(防風ネット、防鳥ネット、多目的ネット、雨よけ施設)、
なし(防風ネット、防ひょうネット、防鳥ネット、多目的ネット、防霜ファン、防蛾灯)、もも(防風ネット、多目的ネット、防霜ファン、防蛾灯)、
おうとう(雨よけ施設)、かき(防風ネット、防ひょうネット、防霜ファン)
- 注8 当該加入申込書により、告知した事項について、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該共済関係を解除することがあります。

※ 組合等における注意事項(様式からは削除すること。)

- 1 加入申込書は、配付前に印字可能な項目はすべて印字した上で配付すること。
- 2 表頭の「自動継続特約の有無」欄は、当該特約を付している場合は「有」に、付していない場合は「無」と表記すること。
- 3 注4の(1)の別表1及び2は、組合等が実施する共済目的の種類について規定すること。
- 4 加入者から加入申込書の変更の届け出がなされた場合は、変更内容を十分審査し、その変更理由を明らかにしておくこと。
- 5 不要な項目等がある場合は削除すること。
- 6 必要に応じて、記入例を配布するなど、申込者が記入しやすくなるよう努めること。

うんしゅうみかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、かき及びうめ

- (1) 引受方式は、次の表の第1欄に掲げる共済目的の種類につき、次のアからエまでに掲げる場合に並び、同表の第2欄に掲げる区分のうち当該アからエまでに定めるものに属する同表の第3欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第4欄に掲げる引受方式の中から申込者が選択したものとする。

- ア 当該共済目的の種類 of 全について出荷資料及び青色申告書等により収穫量を確認する全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式を選択する場合 第1区分
 イ 確定申告関係書類により収穫量を確認する全相殺減収方式を選択する場合 第2区分
 ウ 地域インデックス方式を選択する場合 第3区分
 エ 当該共済目的の種類 of 全又は一部について災害収入共済方式を選択する場合 第4区分

第1欄 (共済目的の種類)	第2欄 (加入区分)	第3欄 (類区分)		第4欄 (選択できる引受方式)
うんしゅうみかん	第1区分	1類	早生うんしゅうの品種のうんしゅうみかん (3類に属するものを除く。)	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2類	普通うんしゅうの品種のうんしゅうみかん (3類に属するものを除く。)	
		3類	うんしゅうみかんのうち、プラスチックハウス(主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている法第98条第1項第7号に規定する特定園芸施設をいい、気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設を除く。以下同じ。)を用いて栽培されるもの	
	第2区分	4類		全相殺減収方式
	第3区分	4類		地域インデックス方式
指定かんきつ	第1区分	第1類	はっさく、ぼんかん、ぶんたん、ネーブルオレンジ、ゆず、愛媛果試第二十八号	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		第2類	さんぼうかん、たんかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、はるみ、レモン、せとか、甘平	
	第2区分	4類		全相殺減収方式
りんご	第1区分	1類	早生の品種のりんご	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2類	中生の品種のりんご	
		3類	晩生の品種のりんご	
	第2区分	4類		全相殺減収方式
	第3区分	4類		地域インデックス方式
ぶどう	第1区分	4類		災害収入共済方式
		1類	早生の品種のぶどう(4類に属するものを除く。)	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2類	中生の品種のぶどう(4類に属するものを除く。)	
		3類	晩生の品種のぶどう(4類に属するものを除く。)	
		4類	ぶどうのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの	
	第2区分	5類		全相殺減収方式
	第3区分	5類		地域インデックス方式

	第4区分	4類	ぶどうのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び災害収入共済方式
		6類	ぶどうのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの以外のもの	災害収入共済方式
なし	第1区分	1類	早生の品種のなし	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2類	中生の品種のなし	
		3類	晩生の品種のなし	
	第2区分	6類		全相殺減収方式
	第3区分	4類	日本なしの品種のなし	地域インデックス方式
		5類	西洋なしの品種のなし	地域インデックス方式
	第4区分	6類		災害収入共済方式
もも	第1区分	1類	生食用早生の品種のもも	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2類	生食用中生及び晩生の品種のもも	
		3類	加工用の品種のもも	
	第2区分	4類		全相殺減収方式
	第3区分	4類		地域インデックス方式
		4類		地域インデックス方式
	第4区分	4類		災害収入共済方式
かき	第1区分	1類	甘がきの品種のかき	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2類	渋がきの品種のかき	
	第2区分	3類		全相殺減収方式
	第3区分	3類		地域インデックス方式
	第4区分	3類		災害収入共済方式
		3類		災害収入共済方式
うめ	第1区分	1類	小うめの品種のうめ	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2類	小うめの品種以外のうめ	
	第2区分	3類		全相殺減収方式
	第3区分	3類		地域インデックス方式
	第4区分	3類		災害収入共済方式
		3類		災害収入共済方式

(注意)

なしの区分及びうめの区分に属する品種の果樹には、当該果樹に係る授粉樹が含まれるものとする。

- (2) 全相殺減収方式を選択することができるのは全相殺減収方式資格者、全相殺品質方式又は災害収入共済方式を選択することができるのは全相殺品質方式・災害収入共済方式資格者に限る。

別表2

なつみかん、いよかん、おうとう、びわ、くり、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル

- (1) 引受方式は、次の表の左欄に掲げる共済目的の種類につき、同表の右側に掲げる引受方式の中から申込者が選択したものとする。

共済目的の種類	選択できる引受方式
おうとう、くり、すもも、キウイフルーツ	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式
びわ、パインアップル	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式
なつみかん、いよかん	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び災害収入共済方式

- (2) 全相殺減収方式を選択することができるのは全相殺減収方式資格者、全相殺品質方式又は災害収入共済方式を選択することができるのは全相殺品質方式・災害収入共済方式資格者に限る。

果樹共済 自動継続特約申込書

〇〇農業共済組合(〇〇市町村又は全国農業共済組合連合会)

組合長理事(〇〇市町村長又は会長理事) 〇〇 〇〇 殿

〇〇農業共済組合事業規程(市町村農業共済条例)第〇条(自動継続特約の締結)の規定に基づき、令和〇年産の収穫共済(共済目的の種類〇〇〇)及び令和〇年度引受けの樹体共済(共済目的の種類〇〇〇)の共済関係から自動継続特約を付すことを申し込みます。

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)

(お願い)自動継続特約の締結後は、毎年加入申込期間前に、前年産(樹体共済にあっては前年度引受け)の共済関係の内容を印字した「変更届出書」を提示しますので、内容を御確認の上、加入申込期間が終了するまでに〇〇農業共済組合(〇〇市町村又は全国農業共済組合連合会)に提出願います。

(注1)本申込みにより、翌年以降の年産(樹体共済にあっては翌年度の引受け)の収穫共済又は樹体共済の当該共済目的の種類について、〇〇農業共済組合事業規程(〇〇市町村農業共済条例又は全国農業共済組合連合会事業規程)第〇条第〇項の加入申込期間が終了するまでに「加入申込みをしない」旨の意思表示がないときは、収穫共済又は樹体共済の当該共済目的の種類について加入申込みがあったものとして取り扱うこととなります。

(注2)共済掛金が払い込まれないこと等により共済関係が解除された場合は、自動継続特約も解除されます。

※本申込書については、正副2部作成し、1部を組合等で保管し、1部を組合員等に渡すこと。

収穫量の類区分等別内訳書

＜全相殺減収方式、全相殺品質方式、災害収入共済方式（青色申告書等調査）＞

組合員等コード		組合員等氏名	
---------	--	--------	--

共済目的	
------	--

収穫又は 出荷した 年 月 日 (年 月 日)	品 種	数 量 (kg)	金 額 (円)	摘 要

（農業者の記入についてのお願い）

- 1 青色申告の備え付け帳簿の農産物受払帳からこの内訳書に必要事項を記入し、農産物受払帳の写しと併せて〇〇農業共済組合に提出願います。
- 2 「共済目的」欄には、共済目的の種類（うんしゅうみかん、りんご、ぶどうなど）を記入してください。
- 3 「収穫又は出荷した年月日」欄は、農産物受払帳から果実を収穫又は出荷した年月日を記入してください。
- 4 「数量」欄及び「金額」欄は、農産物受払帳から品種ごとに該当する数字を記入してください。
- 5 果実を加工用仕向けで払出した場合は、加工用で出荷した旨を摘要欄に「加工用」と記入してください。
- 6 収穫量の品種別の内訳を確認するため、別途、売渡伝票等の閲覧を求める場合がありますから御了承ください。

（注）組合等は、青色申告書等を用いて全相殺減収方式、全相殺品質方式又は災害収入共済方式を選択する申込者に、この内訳書を配布し、申込者から所要事項を記入した当該内訳書を提出させること。

様式例第8－2号

販売金額等の品目別内訳書

〔全相殺減収方式、全相殺品質方式、災害収入共済方式（青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査）〕

組合員等コード		組合員等氏名	
---------	--	--------	--

共済目的	
------	--

1 販売金額

品名	金額(円) ①	数量(kg) ②	単価(円/kg) ①/②	摘要
合計				

2 事業消費(家事消費)

品名	金額(円) ①	数量(kg) ②	単価(円/kg) ①/②	摘要
合計				

3 廃棄又は亡失

品名	金額(円) ①	数量(kg) ②	単価(円/kg) ①/②	摘要
合計				

4 期末棚卸高

品名	金額(円)	数量(kg)	単価(円/kg)	摘要
合計				

5 期首棚卸高

品名	金額(円) ①	数量(kg) ②	単価(円/kg) ①/②	摘要
合計				

(農業者の記入についてのお願い)

I 収穫量の確認方法として青色申告書を選択した場合

【個人の場合】

- 1 所得税青色申告決算書(農業所得用)の損益計算書及び収入金額の内訳に基づき、この内訳書に必要事項を記入して〇〇農業共済組合に提出願います。
- 2 「共済目的」欄には、共済目的の種類(うんしゅうみかん、りんごなど)を記入してください。
- 3 「品名」欄は、品種(用途)別に区分して記入してください。なお、品種(用途)別の区分について、仕向け別等に単価が異なるものについては、当該区分を更に区分して記入してください。
- 4 複数の類区分を生産する場合は、「摘要」欄にその別を記入してください。
- 5 果実を加工用で出荷する場合は、その分を区分して記入することとし、加工用で出荷した旨を摘要欄に記入してください。
- 6 この内訳書の内容を確認するため、別途、売上傳票等の閲覧を求める場合がありますから御了承ください。

【法人の場合】

- 1 損益計算書からこの内訳書に必要事項を記入して〇〇農業共済組合に提出願います。
- 2 「共済目的」欄には、共済目的の種類(うんしゅうみかん、りんごなど)を記入してください。
- 3 「品名」欄は、品種(用途)別に区分して記入してください。なお、品種(用途)別の区分について、仕向け別等に単価が異なるものについては、当該区分を更に区分して記入してください。
また、合計金額が「損益計算書」と一致するよう共済目的以外の品目の内訳も記入してください。
- 4 「数量」及び「単価」欄は、共済目的以外の品目については記入していただく必要はありません。
- 5 複数の類区分を生産する場合は、「摘要」欄にその別を記入してください。
- 6 果実を加工用で出荷する場合は、その分を区分して記入することとし、加工用で出荷した旨を摘要欄に記入してください。
- 7 この内訳書の内容を確認するため、別途、売上傳票等の閲覧を求める場合がありますから御了承ください。

II 収穫量の確認方法として確定申告関係書類(全相殺減収方式に限る。)を選択した場合

【個人の場合】

- 1 収支内訳書の収入金額の明細に基づき、この内訳書に必要事項を記入して〇〇農業共済組合に提出願います。
- 2 「共済目的」欄には、共済目的の種類(うんしゅうみかん、りんごなど)を記入してください。
- 3 「品名」欄は、当該共済目的の種類について、農産物の収穫量に関する事項を記帳した帳簿の記帳の区分に合わせて記入してください。帳簿において品種(用途)及び露地・ハウス栽培の別に区分している場合は、その区分の別に記入してください。なお、品種(用途)及び露地・ハウス栽培の別の区分について、仕向け別等に単価が異なるものについては、当該区分を更に区分して記入してください。
- 4 果実を加工用で出荷する場合は、その分を区分して記入することとし、加工用で出荷した旨を摘要欄に記入してください。
- 5 この内訳書の内容を確認するため、別途、売上傳票等の閲覧を求める場合がありますから御了承ください。

【法人の場合】

- 1 損益計算書からこの内訳書に必要な事項を記入して〇〇農業共済組合に提出願います。
- 2 「共済目的」欄には、共済目的の種類(うんしゅうみかん、りんごなど)を記入してください。
- 3 「品名」欄は、当該共済目的の種類について、農産物の収穫量に関する事項を記帳した帳簿の記帳の区分に合わせて記入してください。帳簿において品種(用途)及び露地・ハウス栽培の別に区分している場合は、その区分の別に記入してください。なお、品種(用途)及び露地・ハウス栽培の別の区分について、仕向け別等に単価が異なるものについては、当該区分を更に区分して記入してください。

また、合計金額が「損益計算書」と一致するよう共済目的以外の品目の内訳も記入してください。

- 4 「数量」及び「単価」欄は、当該共済目的以外の品目については記入していただく必要はありません。
- 5 複数の類区分を生産する場合は、「摘要」欄にその別を記入してください。
- 6 果実を加工用で出荷する場合は、その分を区分して記入することとし、加工用で出荷した旨を摘要欄に記入してください。
- 7 この内訳書の内容を確認するため、別途、売上伝票等の閲覧を求め場合がありますから御了承ください。

(注)

- 1 組合等は、青色申告書等又は確定申告関係書類を用いて全相殺減収方式、全相殺品質方式又は災害収入共済方式(確定申告関係書類は全相殺減収方式に限る。)を選択する申込者に、この内訳書を配布し、申込者から所要事項を記入した当該内訳書を提出させること。
- 2 「農業者の記入についてのお願い」の3の「品名」欄については、災害収入共済方式については類区分別、品種別及び出荷規格別に記入させること。

様式第8号－3

収入保険・農業共済にご加入の皆様へ ・農林水産省では、持続可能な食料システムの構築に向けて「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷低減のイノベーションを推進しています。 （詳しくは農林水産省ホームページをご覧ください 【農林水産省ホームページ】https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html） ・本チェックシートは、「みどりの食料システム戦略」に掲げる環境負荷低減の取組を推進するために実施するものです。 ・収入保険又は農業共済のいずれかの加入手続きにおいて、年1回の提出をお願いします。	 【農林水産省ホームページ】
--	--

【農業経営体向け】

環境負荷低減のチェックシート（_____年分）

No. (1) 適正な施肥	No. (5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
① 肥料の適正な保管	⑬ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
② 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	
③ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	No. (6) 生物多様性への悪影響の防止
④ 有機物の適正な施用による土づくりを検討	⑭ 病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）
	⑮ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）
No. (2) 適正な防除	
⑤ 農薬の適正な使用・保管	No. (7) 環境関係法令の遵守等
⑥ 農薬の使用状況等の記録・保存	⑯ みどりの食料システム戦略の理解
⑦ 病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	⑰ 関係法令の遵守
⑧ 病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	⑱ 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑨ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	⑲ 正しい知識に基づく作業安全に努める
No. (3) エネルギーの節減	
⑩ 農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	
⑪ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	
No. (4) 悪臭及び害虫の発生防止	
⑫ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	

(1)から(7)までの全ての取組を実施	前年の取組結果	当年の取組予定
	□しました	□します
氏 名		

申込者住所
氏名 殿

住所
〇〇農業共済組合(〇〇市町村又は全国農業共済組合連合会)
組合長理事(市町村長又は会長理事) 〇〇 〇〇 印

令和〇年産〇〇については、果樹共済への加入申込みを下記の内容のとおり承諾いたしました。
つきましては、下記4の共済掛金及び事務費賦課金を納入期限までに払い込んでください。下記4の共済掛金が下記5の払込期限(一括又は第1回分)までに払い込まれない場合、〇〇農業共済組合事業規程(〇〇市町村農業共済条例又は全国農業共済組合連合会事業規程)第〇条(共済掛金不払の場合の共済関係の解除)の規定により、当該共済関係を解除することとなりますのであらかじめ御了承ください。
なお、当該通知並びに〇〇農業共済組合事業規程(〇〇市町村農業共済条例又は全国農業共済組合連合会事業規程)第〇条第〇項第〇号、第〇項及び第〇項(通知義務)の通知を怠り又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知等をしたときは、共済金の全部又は一部について支払われないことがあります。
また、〇〇農業共済組合事業規程(〇〇市町村農業共済条例又は全国農業共済組合連合会事業規程)第〇条(申込みの承諾を拒む場合)の規定に該当することが明らかになった場合には、加入承諾を取り消すことがあります。

記

1. 共済関係成立日: 令和〇年〇月〇日
2. 共済責任期間:
3. 共済事故:
4. 加入者負担共済掛金及び事務費賦課金の合計: 円也(内訳: 共済掛金 円也、事務費賦課金 円也)
5. 払込期限及び払込場所: 令和〇年〇月〇日 〇〇〇〇 (一括・第1回・第2回)
6. 口座振替日: 令和〇年〇月〇日に指定口座から振り替えさせていただきます。
7. 契約内容
(1)自動継続特約の付加: (有・無)
(2)引受方式等

果樹共済の種類	類区分	引受方式	支払開始割合 (災害収入共済方式は 補償割合)	付保割合 %	備考	全相殺方式等の 収穫量の確認方法
	類		割			
	類					

(3)契約内容内訳(類区分ごと(地域インデックス方式にあっては類区分ごと及び統計単位地域ごと))

類区分	地域インデックス方式の 統計単位地域	引受 本数 本	引受面積 の合計 a	基準生産金額 又は 共済価額※ 円	標準収穫量 又は (共済限度額) kg(円) kg(円)	共済金額 円	共済掛金					事務費 賦課金 円
							危険段階 区 分	共済 掛金率 %	総額 円	国庫負担額 円	加入者負担額 一括又は 第1回分 円 第2回分 円	
類												
類												
類												
類												
類												
合計												

※ 災害収入共済方式の場合は基準生産金額を、樹体共済の場合は共済価額を表しています。

(作成上の注意)

- ※ 「令和〇年産〇〇については」には、年産及び共済目的の種類を記載すること。
※ 2の共済責任期間は、当該共済目的の種類及び当該引受方式に応じたものを記載すること。
※ 5及び6については、分納を行う場合に、第2回目の期日も記載すること。なお、分納を行わない場合は、不要の項目を削除すること。
※ 7の(2)の「全相殺方式等の収穫量の確認方法」欄は、「出荷資料」、「青色申告書等」又は「確定申告関係書類」のいずれかを記載すること。

別添1

農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除申出書

〇〇農業共済組合（〇〇市町村又は全国農業共済組合連合会）
組合長理事（市町村長又は会長理事） 〇〇 〇〇 殿

令和〇年1月1日（法人にあっては事業年度開始日）から農業経営収入保険に加入するため、〇〇農業共済組合事業規程（〇〇市町村農業共済条例又は全国農業共済組合連合会事業規程）第〇条第1項（農業経営収入保険に移行する者の共済掛金及び事務費賦課金の返還）の規定に基づき、現在加入している次の共済関係を令和〇年12月31日（法人にあっては事業年度開始日の前日）に解除するよう申出します。

なお、共済掛金及び事務費賦課金の返還に当たり農業経営収入保険の保険関係の成立状況を確認するため、〇〇農業共済組合（〇〇市町村）が全国農業共済組合連合会から当該情報を入手することに同意します。

《解除する共済関係》
農作物共済（〇年産〇〇）
家畜共済（〇〇に係る死亡廃用共済）
果樹共済（〇年産〇〇）
畑作物共済（〇年産〇〇）
園芸施設共済の共済関係のうち施設内農作物に係る部分

令和 年 月 日
(住所)
(氏名)

（お願い）本申出書は農業経営収入保険加入申請書と併せて、〇〇農業共済組合（市町村）に提出願います。

[組合等における様式作成上の注意]

- ※1 実施主体が全国農業共済組合連合会の場合は、なお書きを削除すること。
- ※2 本申込書は、正副2部作成し1部を組合等で保管し、1部を組合員等に渡すこと。

別添2

農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除通知書兼共済掛金等返還通知書

加入者住所

氏名

殿

住所

〇〇農業共済組合（〇〇市町村又は全国農業共済組合連合会）
組合長理事（市町村長又は会長理事） 〇〇 〇〇

令和〇年〇月〇日付け「農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除申出書」により申出のあった次表の左欄に掲げる共済関係の解除については、農業経営収入保険への加入が確認できましたので〇〇農業共済組合事業規程（〇〇市町村農業共済条例又は全国農業共済組合連合会事業規程）第〇条第1項（農業経営収入保険に移行する者の共済掛金及び事務費賦課金の返還）の規定に基づき、令和〇年12月31日（法人にあっては事業年度開始日の前日）で解除しますので通知します。

また、共済関係の解除に伴う共済掛金及び事務費賦課金の返還額は次表の右欄に掲げる金額のとおりですので併せて通知します。

（単位：円）

解除する共済関係	返還額	
	共済掛金	事務費賦課金
農作物共済（〇年産〇〇）		
家畜共済（〇〇に係る死亡廃用共済）		
果樹共済（〇年産〇〇）		
畑作物共済（〇年産〇〇）		
園芸施設共済の共済関係のうち施設内農作物に係る部分		
合計		

【共済掛金及び事務費賦課金の返還額について】

① 農作物共済、果樹共済及び畑作物共済

共済掛金については全額、事務費賦課金については月割で計算した未経過部分に相当する金額を返還します。

② 家畜共済及び園芸施設共済

共済掛金及び事務費賦課金について、日割で計算した未経過部分に相当する金額を返還します。

※ 事務費賦課金を全額返還する場合は、次の例により手直しすること。

【共済掛金及び事務費賦課金の返還額について】

① 農作物共済、果樹共済及び畑作物共済

共済掛金及び事務費賦課金の全額を返還します。

② 家畜共済及び園芸施設共済

共済掛金については日割で計算した未経過部分に相当する金額、事務費賦課金については全額を返還します。

[組合等における様式作成上の注意]

※ 家畜共済の「返還額」欄には、期末調整後に別途通知する旨を記載すること。

様式第11-1号(特定組合等以外の組合等)

令和 年産果樹共済引受通知書
(収穫共済のうち災害収入共済方式以外)

令和 年 第 月 号
日

〇〇 農業共済組合連合会
会長理事 〇〇 〇〇 殿

農業共済組合(市町村)
組合長理事(市町村長)

農業保険法第168条第1項(第2項)の規定により下記のとおり通知(変更通知)します。

共済目的の種類	
収穫共済区分	

引受戸数(延)	戸	通常責任共済金額	円
引受戸数(実)	戸	異常責任共済金額	円
引受面積	a	再保険金額	円
園地数(延)		通常歩合保険金額	円
園地数(実)		異常歩合保険金額	円
引受本数	本	保険金額	円
標準収穫量	kg	異常責任共済掛金	円
標準収穫金額	円	通常責任共済掛金	円
共済金額	円	再保険料	円
基準共済掛金	円	通常歩合保険料	円
共済掛金	円	異常歩合保険料	円
国庫負担額	円	保険料	円
農家負担額	円	組合等交付金	円
収穫責任保険歩合	%	組合等納入保険料	円

(注意)

果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。

令和 年産果樹共済引受通知書
(収穫共済のうち災害収入共済方式以外)

農林水産大臣

殿

第 号
令和 年 月 日

県(都道府)農業共済組合 (全国農業共済組合連合会)
組合長理事(会長理事)

農業保険法第203条において準用する同法第195条第1項(第2項)の規定により下記のとおり通知(変更通知)します。

果樹政府保険区分	
共済目的の種類	
収穫共済区分	

都道府県番号	
都道府県名	

引受戸数(延)	戸	通常責任共済金額	円
引受戸数(実)	戸	異常責任共済金額	円
引受面積	a	保険金額	円
園地数(延)		異常責任共済掛金	円
園地数(実)		通常責任共済掛金	円
引受本数	本	保険料	円
標準収穫量	kg	組合手持掛金	円
標準収穫金額	円		
共済金額	円		
基準共済掛金	円		
共 済 掛 金	総額	円	
	国庫負担額	円	
	農家負担額	円	

摘 要	
-----	--

(注意)

- 1 果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。
- 2 この引受通知書は、共済目的の種類及び収穫共済区分ごとに取りまとめを作成するものとする。
- 3 果樹政府保険区分ごとの総計についても作成し、添付すること(その場合、収穫共済区分は「総計」とすること。)

令和 年産果樹共済引受通知書
(収穫共済のうち災害収入共済方式)

〇〇 農業共済組合連合会
会長理事 〇〇 〇〇 殿

第 号
令和 年 月 日

農業共済組合(市町村)
組合長理事(市町村長)

農業保険法第168条第1項(第2項)の規定により下記のとおり通知(変更通知)します。

共済目的の種類			
引受戸数(延)	戸	異常責任共済金額	円
引受戸数(実)	戸	再保険金額	円
引受面積	a	通常歩合保険金額	円
園地数(延)		異常歩合保険金額	円
園地数(実)		保険金額	円
引受本数	本	異常責任共済掛金	円
基準生産金額	円	通常責任共済掛金	円
共済金額	円	再保険料	円
基準共済掛金	円	通常歩合保険料	円
共済掛金	円	異常歩合保険料	円
国庫負担額	円	保険料	円
農家負担額	円	組合等交付金	円
収穫責任保険歩合	%	組合等納入保険料	円
通常責任共済金額	円		

(注意)

果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。

令和 年産果樹共済引受通知書
(収穫共済のうち災害収入共済方式)

農林水産大臣

殿

第 号
令和 年 月 日

県(都道府)農業共済組合(全国農業共済組合連合会)
組合長理事(会長理事)

農業保険法第203条において準用する同法第195条第1項(第2項)の規定により下記のとおり通知(変更通知)します。

共済目的の種類	
---------	--

都道府県番号	
都道府県名	

引受戸数(延)	戸	通常責任共済金額	円
引受戸数(実)	戸	異常責任共済金額	円
引受面積	a	保険金額	円
園地数(延)		異常責任共済掛金	円
園地数(実)		通常責任共済掛金	円
引受本数	本	保険料	円
基準生産金額	円	組合手持掛金	円
共済金額	円		
基準共済掛金	円		
共 済 掛 金	総額	円	
	国庫負担額	円	
	農家負担額	円	

摘 要	
-----	--

(注意)

果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。

令和 年度果樹共済引受通知書
(樹体共済)

〇〇 農業共済組合連合会
会長理事 〇〇 〇〇 殿

第 号
令和 年 月 日

農業共済組合(市町村)
組合長理事(市町村長)

農業保険法第168条第1項(第2項)の規定により下記のとおり通知(変更通知)します。

共済目的の種類		
引受戸数	戸	異常責任共済金額 円
引受面積	a	再保険金額 円
園地数		通常歩合保険金額 円
引受本数	本	異常歩合保険金額 円
標準収穫金額 (基準生産金額)	円	保険金額 円
共済価額	円	異常責任共済掛金 円
共済金額	円	通常責任共済掛金 円
基準共済掛金率	%	再保険料 円
基準共済掛金	円	通常歩合保険料 円
共済掛金率	%	異常歩合保険料 円
共済掛金	円	保険料 円
国庫負担額	円	組合等交付金 円
農家負担額	円	組合等納入保険料 円
樹体責任保険歩合	%	
通常責任共済金額	円	

(注意)

果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。

令和 年度果樹共済引受通知書
(樹体共済)

農林水産大臣

殿

令和 年 月 日
第 号県(都道府)農業共済組合(全国農業共済組合連合会)
組合長理事(会長理事)農業保険法第203条において準用する同法第195条第1項(第2項)の規定により下記のとおり
通知(変更通知)します。

果樹政府保険区分	
共済目的の種類	

都道府県番号	
都道府県名	

引受戸数	戸	通常責任共済金額	円
引受面積	a	異常責任共済金額	円
園地数		保険金額	円
引受本数	本	異常責任共済掛金	円
標準収穫金額 (基準生産金額)	円	通常責任共済掛金	円
共済価額	円	保険料	円
共済金額	円	組合手持掛金	円
基準共済掛金	円		
共済掛金	総額		円
	国庫負担額		円
	農家負担額		円

摘 要	
-----	--

(注意)

- 1 果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。
- 2 この引受通知書は、共済目的の種類ごとに取りまとめを作成するものとする。

令和 年産果樹共済再保険引受通知書
(収穫共済のうち災害収入共済方式以外)

農林水産大臣

殿

第 号
令和 年 月 日

県(都道府) 農業共済組合連合会
会長理事

農業保険法第195条第1項(第2項)の規定により下記のとおり通知(変更通知)します。

果樹再保険区分		都道府県番号	
共済目的の種類		都道府県名	
収穫共済区分			

引受戸数(延)	戸	通常歩合保険金額	円	
引受戸数(実)	戸	異常歩合保険金額	円	
引受面積	a	保険金額	円	
園地数(延)		異常責任共済掛金	円	
園地数(実)		通常責任共済掛金	円	
引受本数	本	再保険料	円	
標準収穫量	kg	通常歩合保険料	円	
標準収穫金額	円	異常歩合保険料	円	
共済金額	円	保険料	円	
共 済 掛 金	総額	円	組合等交付金	円
	国庫負担額	円	連合会手持保険料	円
	農家負担額	円		
通常責任共済金額	円			
異常責任共済金額	円			
再保険金額	円			

引受組合等数(延)		引受組合等数(実)	
摘 要			

(注意)

- 1 果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。
- 2 この再保険引受通知書は、共済目的の種類及び収穫共済区分ごとに取りまとめを作成するものとする。
- 3 果樹再保険区分ごとの総計についても作成し、添付すること(その場合、収穫共済区分は「総計」とすること。)

令和 年産果樹共済再保険引受通知書
(収穫共済のうち災害収入共済方式)

農林水産大臣

殿

第 号
令和 年 月 日

県(都道府) 農業共済組合連合会
会長理事

農業保険法第195条第1項(第2項)の規定により下記のとおり通知(変更通知)します。

共済目的の種類		都道府県番号	
		都道府県名	

引受戸数(延)	戸	異常歩合保険金額	円	
引受戸数(実)	戸	保険金額	円	
引受面積	a	異常責任共済掛金	円	
園地数(延)		通常責任共済掛金	円	
園地数(実)		再保険料	円	
引受本数	本	通常歩合保険料	円	
基準生産金額	円	異常歩合保険料	円	
共済金額	円	保険料	円	
共 済 掛 金	総額	円	組合等交付金	円
	国庫負担額	円	連合会手持保険料	円
	農家負担額	円		
通常責任共済金額	円			
異常責任共済金額	円			
再保険金額	円			
通常歩合保険金額	円			

引受組合等数		摘 要	
--------	--	-----	--

(注意)

果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。

令和 年度果樹共済再保険引受通知書
(樹体共済)

農林水産大臣

殿

第 号
令和 年 月 日

県(都道府) 農業共済組合連合会
会長理事

農業保険法第195条第1項(第2項)の規定により下記のとおり通知(変更通知)します。

果樹再保険区分		都道府県番号	
共済目的の種類		都道府県名	

引受戸数	戸	異常歩合保険金額	円	
引受面積	a	保険金額	円	
園地数		異常責任共済掛金	円	
引受本数	本	通常責任共済掛金	円	
標準収穫金額 (基準生産金額)	円	再保険料	円	
共済価額	円	通常歩合保険料	円	
共済金額	円	異常歩合保険料	円	
共 済 掛 金	総額	円	保険料	円
	国庫負担額	円	組合等交付金	円
	農家負担額	円	連合会手持保険料	円
通常責任共済金額		円		
異常責任共済金額		円		
再保険金額		円		
通常歩合保険金額		円		

引受組合等数		摘 要	
--------	--	-----	--

(注意)

- 1 果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。
- 2 この再保険引受通知書は、共済目的の種類ごとにとりまとめを作成するものとする。